

(第二十四部)

第六十四回
國會參議院公害對策特別委員會、農林水產委員會、商工委員會、運輸委員會、建設委員會連合審查

卷之三

午前十時四分開會

委員氏名

委員長 理事長 理事 事理 事理 事理

地方行政委員會 委員長 山内 一郎君 理事長 委員長 佐藤 隆君 理事長 藤原 房雄君 理事長 源田 寒君 理事長 安田 隆明君 理事長 山本 伊三郎君 理事長 西郷吉之助君

法務委員
委員長

社会労働委員
委員長 理事事理

内藤着三郎君
鍋島直紹君

理 理
事 事

農林水產委員會

委員長 理事長 理事 事務課
充善 彰井 龜井 善彰
高橋 雄之助君 遠田 龍彦君
村田 秀三君 沢田 審君 青田 源太郎君
河口 陽一君 久次米健太郎君 小枝 一雄君
小林 国司君 櫻井 志郎君 鈴木 省吾君
田口長治郎君 任田 新治君 森 八三二君

商工委員會委員長事務局

衆議院送付

「公害対策特別委員長占部秀男君 委員長席に着く」

う、この観点に立つて、また、国民生活の保護、その人間優先の立場に立つて企業の発展をはかつていこう、こういうことでございます。

○加瀬完君　国民の今回の立法に対する期待は、公害立法によって将来の公害のおそれを断ち、ま

○加瀬完君　国民の今回の立法に対する期待は、

公害立法によって将来の公害のおそれを断ち、また、現在公害によって被害を受けておりますものが救済されることだと思いますが、この点はそのまま認めてよろしくうございますね。

○國務大臣（佐藤榮作君） 大体間違いないです。

○加瀬完君　具体的な問題で伺いますが、これは三義県市原市の小学校の児童の作文でございます

千葉県市原市の小糸松のり重の仕事ですが、読み上げさせていただきます。「もしもんは、

くさじにおいがしたり、木が枯れたりするのを見

ます。ほんの短い時間が好きだけれど、したがっていがすると、空気を少しだけ吸わないように気を

つけています。——空氣を少ししか吸わないよう
に気をつけています、こういう公害の実態が、今

回の諸法によつて完全に解決をされると認めてよ
う。

○国務大臣(佐藤栄作君)　直ちに完全にといふこ

とば、これはちょっと現状から見まして困難なことだと思います。しかし、公害防止対策、そういう

施設もどんどん進んでまいりますし、現在持つ科学技術、これ二力を投入すれば、こういうものも

克服できるんじやないか、可能だ、また、そうな

くちやならないんだと、私はしばしば申し上げますように、経済成長こそは、国民福祉のための手

段、手段にすぎない。その手段と目標、これが逆になつてはならない。かようと思つております。

○加瀬完君 京葉地帯でも、昔は、樹木が繁り、

何千羽というウミウが住んでおった状態でございました。そこで、今回の政府の公害諸法は、鳥

が住んでいた時代の快適な自然環境に返すことが目的でござりますか。それとも、現在の公害現象

のひどいものだけを限定的にとらえて対策を立て

○国務大臣(佐藤榮作君) これは、いまの対策を
るどしうごとが目的でござりますか

よく御検討願うと、現状だけの防止対策だけではないんだと。もともと、私ども、公害の発生につ

公害对策特別委員会、地方行政委員会、法務委員会、社会労働委員会、農林水産委員会、商工委員会、運輸委員会、建設委員会連合審査会議録第一号

いての防止、それと取り組まなければならない。したがって、やはり昔のような状態に返したい、そういう目標のもとに進めていくつもりであります。それからと申しまして、神代の時代に戻すわけではございませんから、その点は誤解のないよう願つておきます。

○加瀬完君 私も神代の話を申し上げておるわけではありません。では、快適な生活を阻害するものはみんな公害だという立場でお取り組みになりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私ども、この基本的な考え方、やっぱり憲法の二十五条、この趣旨に沿つていろいろ立案したわけであります。

○加瀬完君 それでは、あるべき生活環境の基準をつくることが目的で、今日の行政目標にはとどまらないと解してよろしゅうございますね。

○国務大臣(佐藤榮作君) そのとおりでござります。

○加瀬完君 それでは、公害発生の原因あるいは責任の点について伺いますが、わが国の現在の公害は企業公害であるという指摘がございますが、総理はどうお考えになりますか。お認めになりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いろいろ見方がありますが、加害者は企業者だと、こういうように簡単に言えるものもありましょうし、また、簡単に加害者を把握できないものもあるんじやないかとか、かように私思ひます。

○加瀬完君 しかし、企業による公害が大きいことはお認めになりますね。

○国務大臣(佐藤榮作君) それは間違いございません。

○加瀬完君 それでは、企業が公害防止の責任を十分に果たしているという御認定でござりますか、現状は。

○国務大臣(佐藤榮作君) 現状においては、そういうようには言えない。断ぜられない。これはやはり法律の不備もございましょうし、また、科学技術の使い方の不完全さ、そういうものもあるよ

うです。だから、したがつて、そういうものを法律において整備するし、また、負るべき責任を果たし得るような科学技術の進め方もあるだと言います。

○加瀬完君 さらに、今日の公害は政治公害であるという批判がございますが、この点をどうお考えになりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 政治公害ということばをどういう意味にお使いになったのか、私ちょっとわかりかねますので、もう少し説明していただきたい。

○加瀬完君 いや、私が言うのではなくて、そういう学者たちの指摘がありますがという前提をまづ申し上げます。それでは、今までの公害に対する政府の姿勢は、命にかかるようなことなどないと取り上げない、集積された結果公害をもたらすような、いわゆる集積公害は取り上げない、公害の基準が非常に不明確である、こういう指摘がございますが、この点についてはいかがですか。

○加瀬完君 そうすると、政府の行政行使が合理的に行なわれておれば現状の公害も若干減少さうかと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) そういう批評も当たりましたとお考えになりますか。

○加瀬完君 多くの人が公害によって命を落としておるわけでございますから、そういう面だけとらえてみても、これは犯罪であるという認識をしていただけると思いますが、重ねてお伺いをいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの、命を落としている、そこらにやはり故意あるいは重大なる過失、こういうものがやはり刑事责任を追及する場合の基礎になつてゐる、かように思いますので、いまの企業者の立場も、そういう点でその説明ができるべきだと思います。ただ、いわゆる不幸にして生命を失った、こういう場合に、その原因は非常にはつきりしている——原因関係を十分追及しなければ結論の出ないことですが、非常に追及すべきだと思います。たゞ、いまの企業者に対して、結果的にはこれが原因だと、こういうことなら、それは一つの批判だろう、また、その批判が当たらないわけでもないだろう、かように思ひます。

○加瀬完君 まあ、そういう意味で政治公害だとおっしゃることで、あらためてこの公害諸法を御提出なさいました今後の内閣の責任でござりますが、総理は、この公害の現況に対しまして、いままでの、そこで、あらためてこの公害諸法を御あげました行政責任を明確にしていくという点と、もう一面、先ほど御説明のごいました、企

業にも公害の責任があるという点はお認めいただいたわけでございまから、公害に対する企業の責任を明確にした対策を進めていくものだと了解してよろしく、ございますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) そういう立場からいろいろ御審議を願いたいと思います。

○加瀬完君 それでは、公害防止施策の基本的姿勢について伺いますが、総理は、この公害を犯罪だとは御認識はなきませんか。

○加瀬完君 それで、公害防止施策の基本的姿勢について伺いますが、総理は、この公害を犯罪だとは御認識はなきませんか。

○国務大臣(佐藤榮作君) いわゆる刑事责任と民事責任と、やっぱり二つに分けて考えないと、十分の対策も立てかねるのではないか、かように思つております。

○加瀬完君 多くの人が公害によって命を落としておるわけでございますから、そういう面だけとらえてみても、これは犯罪であるという認識をしていただけると思いますが、重ねてお伺いをいたします。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの、命を落としている、そこらにやはり故意あるいは重大なる過失、こういうものがやはり刑事责任を追及する場合の基礎になつてゐる、かのように思いますので、いまの企業者の立場も、そういう点でその説明ができるべきだと思います。たゞ、いまの企業者に対して、結果的にはこれが原因だと、こういうことなら、それは一つの批判だろう、また、その批判が当たらないわけでもないだろう、かように思ひます。

○加瀬完君 まあ、そういう意味で政治公害だとおっしゃることで、あらためてこの公害諸法を御提出なさいました今後の内閣の責任でござりますが、総理は、この公害の現況に対しまして、いままでの、そこで、あらためてこの公害諸法を御あげました行政責任を明確にしていくという点と、もう一面、先ほど御説明のごいました、企

業の公害の責任があるという点はお認めいただけたわけでございまから、公害に対する企業の責任を明確にした対策を進めていくものだと了解してよろしく、ございますか。

○加瀬完君 それでは、國の行政責任の範囲、地方の行政責任の範囲は、どういうようにきめられておりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの責任の区分は、ただいま総理がきわめて概略的におっしゃいましたが、御承知の公害対策基本法の四条と五条に、國の責務と地方公共団体の責務がそれぞれ書いてございます。その規定によれば、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務は國にある。そして、そのようないくつかの地域の自然的・社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するのが地方公共団体の責務だと、これは公害対策基本法においてございます。その規定によれば、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を講ずるとともに、当該地域の自然的・社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するのが地方公共団体の責務だと、これは公害対策基本法においてございます。

○政府委員(高辻正巳君) ただいまの責任の区分は、ただいま総理がきわめて概略的におっしゃいましたが、御承知の公害対策基本法の四条と五条に、國の責務と地方公共団体の責務がそれぞれ書いてございます。その規定によれば、公害の防止に関する基本的かつ総合的な施策を講ずるとともに、当該地域の自然的・社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するのが地方公共団体の責務だと、これは公害対策基本法においてございます。

○加瀬完君 それが非常にあいまいでございます。國の責任ということであれば、一切のこれからの防止事業の経費といふものは國が負担をしなければならない。ところが、地方にあるといふことは非常にはつきりしている——原因関係を十分追及しなければ結論の出ないことですが、非常に追及及ぼすべきだと思います。たゞ、いまの企業者に対して、結果的にはこれが原因だと、こういうことなら、それは一つの批判だろう、また、その批判が当たらないわけでもないだろう、かように思ひます。

○加瀬完君 まあ、そういう意味で政治公害だとおっしゃることで、あらためてこの公害諸法を御提出なさいました今後の内閣の責任でござりますが、総理は、この公害の現況に対しまして、いままでの、そこで、あらためてこの公害諸法を御あげました行政責任を明確にしていくという点と、もう一面、先ほど御説明のごいました、企

業の公害の責任があるという点はお認めいただけたわけでございまから、公害に対する企業の責任を明確にした対策を進めていくものだと了解してよろしく、ございますか。

○加瀬完君 それでは、國の行政責任の範囲、地方の行政責任の範囲は、どういうようにきめられておりますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) それはどうも、國ばかり、あるいは地方ばかり、かようには言えないのです。だから、したがつて、そういうものと解釈してよろしく、かように思ひます。

○加瀬完君 一応、衆議院の討議の段階を伺つておりますと、國の権限を地方に大幅に委譲をするんだといふことでございますが、これはそのとおりでござりますね。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうも、事柄の性質上、地方自治体に大幅に委譲すべきものがある、

また、本来地方自治体において処理されることが、適当なものもあると、かように私考えておりま
す。

○加瀬元君 地方自治体で処理することが適當なもののが多ければ、これは、公害業務というものは地方の固有事務と規定をするのが当然だと思うわけです。それはしかし議論になりますから、申しけずません。

そこで、大幅に権限委譲を地方にするというのならば、地方がそれぞれの条例で公害防止に役立つような内容を盛り込むということは望ましいことだと御判定になりますね。

○國務大臣(山中貞則君) 原則はそのとおりでございます。

○加瀬完君 地方に対して権限委譲をしたと云ふが、責任だけを地方に押しつけている委譲方式と、いう一面がございますが、この点はどうですか。
○國務大臣(山中貞則君) そこのところのかね会いはたいへん問題でございまして、すなわち、国が地方に権限を原則的に委譲するということと、国が責任を回避して逃げるという、そういう姿になつてはならないのである。やはり一義的には、国が、われわれの國土、民族の将来にわたつて、いまの私たちが何をしなければならないかといふことにこたえる責務を有しておると思います。それに対して、財源問題も含めて、当然、これは地方で行なつていただくにしても、國のほうの責任において財源その他のめんどうを見る必要がある。國はいわゆる國の一義的な責任は負いつつ、實際上ローカルの事情に適した具体的な仕事はあさわしいということとの区分けはいたしておりませんが、考え方の上では、地方自治体の行政に治らるものとして、これを権限委譲しておるつもりでございます。

○加瀬完君 よくわかりました。その点は、あ

いますが、一義的には国が責任を持つという点を、ここで明確に承っておきます。
そこで、政令と地方条例の関連が当然生ずるわけでございます。いまの御説明でございますと、大幅に地方に権限委譲をするということでありましてから、条例のワクも大幅に認めて、政令で地方が動きのとれないような、いわゆる政令で頭打ちはさせないと解してよろしくございますね。

○國務大臣(山中貞則君) 当初、この問題については、関係閣僚協において、政府の定めた基準並びに政令において定める範囲内において、地方自治体のその地方に応じた上のせを認めようといふ基本線で出発をいたしました。しかしながら、その後作業を進めてまいりまして、結果的には、やはり知事さんを全面的に信用して、それらの地域に対する最もふさわしい施策を行なっていくことが今日の公害行政の実態であるうと割り切ることになりましたとして、衆議院の産業公害対策特別委員会において、私から、政令において上のせの天井は設けないということを表明をいたしております。

○加瀬宗第 それならば、今回法案審議において、政令の内容といふものが一応概要だけでも示されて、法案とともに討議の対象にされることが望ましいと思いますが、一体政令はどんな内容を大体これから組もうとするのか、それからいつ出すのか、延び延びにいつまでも政令を出さないで、地方を現実的に束縛をするというようなことは絶対にないということなのか、この点を明らかにしていただきたいです。

○國務大臣(山中貞則君) これは、申すまでもなく、法律が通つて、国会の意思が最終的に決定されました後、その意思に基づいて政令を具体的に定めていくわけであります。しかしながら、この御質疑の過程において、政令で予見し得るものとは何かということについては、はつきりとそれがの規制法の所管の各省において答弁する用意は整つておるわけでございます。

○加瀬完君 各委員会の公害関係法案の審議の際は、その政令の内容もお示いただける、あるいは具体的に政令を出す事務的なこれからスケジュールについても御説明がいただけると解してよろしうございりますね。

○國務大臣(山中貞則君) そのとおりでござります。

○加瀬完君 そこで、政令で大幅に委譲された地方は、結局、一般の公害防止事業も含めて公害事業対策が進められるわけでございますが、その場合、国が地方に与える財源措置は、政令のワクを越えた事業に対しても認められる、認めていただけると解してよろしくどうぞいますか。

○國務大臣(山中貞則君) これは憲法に定めがございませんとおり、地方自治体の条例は国の法律の範囲内で定めることになつておりますから、私の申しましたのは、政令で上限を設ける予定であつたそれとの基準の天井というものを設けないことにしたというのでありますから、それについては、条例制定と国の法律との関係はないわけであります。国の法律で基準が示されているもの、そういうものについて、さらにそれを条例が越える場合は、憲法の条章から照らして、あり得ないことだと考えております。

○加瀬完君 具体的な問題になりますと、そこらが非常にまだあいまいなんですね。政令で上限を設けないと、いうならば、上限を設けない、すなわち政令以上のワクで公害対策の進められる可能性といふものはありますね。それなら、その財源措置等を当然考えられなければなりませんのに、結局いまの御説明ですと、条例でどういう内容を盛り込もうがけつこうだが、それに對する財源措置は、政令のワクの中だ、いわゆる政令といいますか、政令の、政府が考えたその一番下の線のワクの中だということになつては、財源の裏づけのない条例をどんなにつくったところで、それは条例だけで、実際の効果が非常に薄められると、こういう点を心配をしておるわけであります。これは、あとで財政問題を申し上げますから、そのときに伺います。

次に、この「経済の健全な発展との調和」というものを削除したのは、たびたび御説明がござりますように、憲法にいう国民の健康で文化的な生活を確保する目的を明確にするためだということですね。

○國務大臣(佐藤榮作君) そのとおりであります。

○加瀬完君 それなら、公害原因の第一人者が企業であるとするならば、企業責任がもつと追及されるべきだと思いますが、この点はどうでしょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) いまの、具体的にどういうことを言っておられるか、私は、やはり、加害者である企業責任、これは追及していく――その程度の問題は別でございますよ。けれども、当然追及されるべきものだと思います。

○加瀬完君 先ほど総理も、このまま経済成長をしていくととんでもないことになる、そこで、福祉なくして成長なし、これから生活・人間優先の施策を進めるという基本態度で公害問題に取り組むのだという御説明がございました。で、経済成長率と公害の伸び率といいますか、拡大率は比例をしておる。ですから、公害をとめようと思うながら、今までの政府の経済政策にある程度の反省を加えなければ完全な公害防止はできないということにならうかと思いますが、この点はどうですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) まあ、いわゆる反省を加えなければとおっしゃるところに、やや私としては抵抗を感じます。私は、いままでも、経済成長、これはどこまでも国民生活の福祉を進めるための手段にすぎない、こういう意味で、たびたびお答えをしてまいったと思っております。したがって、今までの態度、それをいきなり変える、というような気持ちはございません。また、ただいまの点から申しましても、いろいろエネルギー調査会等の答申を見ましても、このまま経済が成長したらこれはたいへんなことになる、だから、長くても黄の重油を使うようになるとか、あるいは原

油をやはり購入してくるとか、そういうような意味合いの答申もござります。また、われわれの

持つておる科学技術を一層に進むかやうに、セメント工場あたり、ずいぶん粉じんを出して、副産物として、りっぱなものができる。こういうようすに科学技術がどんどん進んでおるわけですね。いま公害で、川に流し、あるいは海に流す、ずいぶんそれも、途中で流さないで、つかまえて、もつと有用に使うことの方法が可能なんじゃないか。そういうような点を、これからやはり経済発展の場合に、そこまで考えて、いつたらどうか、こういうことをいろいろ言つているわけですか。そういう点も御理解をいただきたい。

○加瀬完君 おつしやるとおりに、福祉を進めるために経済成長を願つておるわけなんで、経済成長は確かに人類の生活を進歩させる一つの手段といたることでござりますが、現実は、その経済成長という手段が公害という現実を生んでいるわけですね。公害という現実を生んでいる。それならば、いままでののような経済成長の手段といたものをそのまま進めては、手段によつて公害はますますふえてくるという仮説もまた立つわけですよ。その点、一体、福祉を優先させるというのならば、経済政策も変えていくということに当然ならないなければならないと思ひますが、私の伺つてゐるのはその点です。

○國務大臣(佐藤榮作君) 加瀬君と、あるいは同一件事情を言つてゐるのか知りませんが、ちよつと食い違つておるのです。いま、われわれがこうして特別審査をお願いしておる、こういう事柄は、今までの経済政策の場合にはなかつた新しいものがやはりここに出てきておる、こういう事柄自身があるいは政策の変更だとお考へになれば、これはまた御自由だと思う。今までのようない野放しで経済成長をさすという、そういう考え方の方ではない。そういう点について適當なワク組みをつくる、こういう考え方でございます。

○加瀬完君 野放しで経済成長をさせるわけではない——特に公害企業に対しては、逆に言えば、きびしくこれに制約を与えていかなければならぬということにならうかと思うのです。そうであるならば、公害を出した責任企業というものに対しては、当然それを第一の対象に取り上げられて、公害の規制というものは行なわれるべきだと思うのです。そういう意味で、出された関係の法案を見ますと、法文上に企業公害といふものをはつきり認める、あるいは企業責任をあくまでも追及するという点が明文化されておらないように思いますが、いかがでしょう。

○國務大臣(佐藤榮作君) まあ政府としては、一応考へられるもの、まずスタートするものとして、はこの程度じゃないか、かようにも思つて、ただいま御審議を願つておるわけです。もちろん、これからも新しいものがどんどんできるかわからないし、あるいはまた、これでは内容が不十分だ、そういうことがあらうかと思ひますが、そういうものはまたこれからどんどん直していくとか、新しいものをつくっていく、こういう政府の態度でござります。今日出たもの一切変更なしと、こういうようなわけではございません。したがつて、御承知のように、衆議院段階におきましても各党から御意見が出まして、そうして修正を加えられたものが数点ござります。これらの点も十分お考えいただきて、政府も弾力的な考え方——弾力的といふのは不適当かわかりませんが、新しい試みでございますだけに、十分幅のある審議を皆さまにお願いしている、かように御了承いただきたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) そのとおりでござります。同時にまた、起きた公害、これもずいぶん悲惨なもののがござりますから、そういうものについての教養、これにやはり万全を期さなければなりませんが。

○加瀬完君 結果がわかつたときは、すでに後手でござりますので、したがつて、たびたび問題になつてゐる無過失賠償責任、これを明確にすることが、この後手を先手にすることになりますんとが、かのように思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) どうも、無過失賠償責任になりますと、私はちょっと弱いのです。と申しますのは、今までの賠償責任の原則が、故意または重大なる過失と、こういうことでございますから、全然新しいものだ、こういうことで、無過失賠償責任という、そういうことで全部をひっくりることはなかなかむずかしいのだろう、だから、個々のものについて、これには無過失責任を負わすべきだとか、あるいはこれはどうもつかみにくいとか、いろいろ議論があるのじやないだろうか、そこでただいま検討しておるのが政府の態度であります。これは衆議院段階でもいろいろお話をございましたが、その点をはつきりいただき検討しておるのだということを申し上げます。

○加瀬完君 政府事業のあらゆる分野で原因者負担の原則というものがございますね。それならば、無過失責任はほかのほうからも検討しなければなりませんが、はつきりと企業責任だといふことがわかつておるものに対しても公害発生の原因者には原因者負担の原則を適用しないということは、はなはだ不合理ではございませんか。

○國務大臣(小林武治君) この論議是非常にやかましく行なわれておるのでありますが、これはどなたも御承知のように、過失のないところに責任がないということは、もう何百年來も行なわれてきた民法上の原則である。しかし、今日のように非常にむづかしい化学工業その他によつて公害が生ずる、その原因結果の説明あるいは過失の証明がきわめて困難、あるいは場合によつては不可能のような事態が生じておるからして、そういう伝來の過失責任、こういう原則についてある程度の例外を認めるべきではないか、こういう議論が出ておるのでありますて、しかし、これにつきまし

では、過失責任という大原則を動かさということは例外中の例外でなければならぬ、したがつて、公害のような新しい事態について、そういうことは検討せらるべきことであるが、しかし、例外中の例外である以上は、包括的に、ただ公害だからというて無過失責任を認めるということは社会秩序にも大きな影響があると、こういうことでありますから私どもは無過失責任を認めないと、いうことは公害の実態、こういうふうな個々の問題について、ひとつさような問題を検討していただきたい、すなわち、衆議院におきまして公害に対する無過失責任という法案の提案はありましたが、ああいふう括弧的に、いわば横断的の規定でなくして、個々の公害の態様について検討してまいりたい、こういうことで、今日の段階においては、それそれ個別法においてこの問題を解決し、また、将来においては、それが多くなれば横割り的の法律も考えられるかと、こういうふうに思いますが、この段階においては、いま私が申すように、個々の実態について個別の法においてひとつ検討し、適当な規定を設けたい、こういうことを考えておるのをございます。

て、基本法の二十二条の要求いたしておりますが、その公害事業費の事業者負担法というものを今回御審議を願うわけであります。これによつて、まず一義的に、企業がその起きた現象に対し、関係した、その度合いに応じてまず企業の負担を定めていく、これは事業の種類ごとに、あるいはその度合いで定まるわけでございますが、その基準を示し、その残りを国と地方自治体とが公共事業で行ないましようといふ、いわゆる一つのそういう考え方は一貫しておるわけでございます。さらに今度は、法律論から言えども、小林法務大臣も言われたとおり、民法の特別法としての制定は公害といふものに限つてのみ課するということの純法理論上の問題があるようでございます。これは非常に困難な問題を私も認めざるを得ませんが、この検討は検討で続けていくつもりでございます。一方において、原子力法や鉱山関係等において無過失賠償の法文の明記がすでにされおる例もござりますので、今回の個別立法の中で、それになじむもの、すなわち、これは明確に無過失責任の対象として規定を今後追加して定めたいともいいものが幾つあるか、あるいはそうすし、あるいはまた、特定な有害な物質に限つて、物質をとらえて、各規制法を横断的に、この物質にかかるものについては人の健康その他に被害を与えた場合において無過失賠償の責めに任じなければならぬ、あるいは、最低でも、今日の公訴訟等の実態を見ますとときに、訴えておる人たちは、不特定多数の、いわば資力も、あるいは係争するための能も、あるいは生活そのものもひくるめて、非常に弱い立場に置かれておりません。この実態を考えるときに、举証責任の転換といふ議論等は当然提起されてまいつておると、私たちは政府の責任において受けとめなければなりませんので、これらのことも含めながら、精力的な検討を続けてまいりますので、今

○加瀬完君 いま、お一人の大臣から、ものによっては認める、あるいは、排除しなければならない状態が確認されれば、その状態を発生させた原因者に負担を求めていく、こういう御答弁がござります。

○加瀬完君 いまお一人の大蔵から、ものによっては認める、あるいは、排除しなければならない状態が確認されれば、その状態を発生させた原因者に負担を求めていく、こういう御答弁がござります。たが、私は、もっと公害現象と、いうものを押えて、こういう公害現象を除去するにはどういう方法がとられなければならないかという、国民の立場から検討がほしいと思う。

具体的に伺います。これは千葉の京葉工業地区

のある町の調査でございますが、かぜ一二%、気管支炎四・五%、へんとう腺四・七%、ぜんそく〇・九%、こういう調査が出ています。また、千葉大学医学部の同じ地区の三歳児三百八十三人の調査によれば、鼻炎、気管支炎、へんとう腺炎が三四・三%と出ております。こういう公害現象といふものは、どういう方法で解決をしてくれるのか。ものによっては認めるというんですが、これはお認めになるワクに入りますか。それから、排除しなければならない状態があれば考えるといふんですが、そのようなケースが微妙なところでござりますので、たとえば、厚生省の、ことしからでき

ます。

○国務大臣(山中貞則君) 私も専門家であります。しかし、そのような公害現象が、なぜか現実を押えて、その現実の公害を解消するとか。ものによっては認めるというんですが、これはお認めになりますか。伺います。これは山中さんでけつこうです。

○国務大臣(山中貞則君) 私も専門家であります。

○国務大臣(小林武治君) 今回の公害罪といふものは、従来の刑法による危険犯として規定を

する、その危険を生じさせたということと、危険を

生じさせるおそれがある、こういうことになれ

ます。

○国務大臣(小林武治君) 今回の公害罪といふものは、従来の刑法による危険犯として規定を

する、その危険を生じさせたということと、危険を

ざいましたし、また、ただいま御質問の中に、「危険のおそれ」のあるということは「危険」に含まれるんではないかというようなこともございましたが、私ども立法担当者として、「危険のおそれを生じさせた状態」、それから「危険を生じさせた」ということを理論的に区別できるかできないかと言われば、むろんこれはどうもやっぱり同じであるとは必ずしも言えないと思います。ただ、一番大事なことは、やはり「危険のおそれ」がある、あるいは「危険がある」というのについて、ただいまお話をの中にありましたように、いずれにしても、これは実害発生の事前の防止、実害発生の事前の処罰を期しておるという点においては、実は少しも変わりがないわけでございます。それから、法制当局でございますから、当然法務省の案について私どもが判断を加えたわけですが、それが、「危険を生じさせた」というほうにいたしましたのは、ただいまもお話をございましたけれども、「危険」ということはそのものが危害を発生する「おそれ」ということで実はござりますが、それを「危険を生じさせた」というほうにいたしましたのは、ただいまもお話をございましたけれども、「危険」ということばそのものが危害を発生する「おそれ」ということで実はござります。それにさらに「おそれ」をかぶせるといふこと、これはいま言つたようなことばからいって、必ずしもその必要もないんではないかと、私の知る限りではございますが、純粹の刑法犯体系にはそういうような「危険」に「おそれ」をかぶせた例はなかったと思ひますし……。

○加瀬完君 それでいいです。もういいです。

○政府委員(高辻正巳君) それから、もう一つ申し上げたいのは……。

○加瀬完君 もういいですよ。

○政府委員(高辻正巳君) また、将来の刑法体系に、そういう「おそれ」を導入するということがある危険性も幾らか私どもは考えたということを申し上げたいと思います。

○加瀬完君 そのあなたの法観念、法体系といふものでこんなに公害が出てしまったわけでしょう。公害防止をする法体系や法観念というものは、今までの法解釈の保守性というものを断ち切らなければ対策は立たないです。だから、具

体的にあなた答弁できますか。カドミウムがどのくらい出れば「おそれ」で……どれくらいまではその「おそれ」で、どれくらいになれば「危険」だという判断がつきますか。結局少しでも出ればこれは「危険」でしょう。だから、「危険のおそれ」というような文句を入れたほうが、予防対策の上ではこれははつきりしている。そういう立場でなければ公害対策にはならない、こういう点を私は申し上げたいわけであります。で、法制局の、あるいは法解釈の通念だけで公害立法といふものを考えていたら、これはほんとうの公害立法はできないと、こう私は思いますが、この点はひとつ山中さんでも、どうですか。いまの法律だけでしょうが、ないでしよう、これは、総理大臣でももけつこうです。

○加瀬完君 私も、後退したと申しません。前進したことは認めますよ。さらに、前進させようといふ、先ほどの総理の御意図であれば、「おそれ」なんというものを、途中でおそれてどつかに持っていくということは要らないわけです。当然「おそれ」を入れてしかるべきではないかと思うわけです。

次に伺いますが、こまかいことになつて恐縮ですが、環境基準の設定が、これから公害行政を進めることの一つの問題にならうと思う。一例をあげれば、大気汚染の基準にしても、いままでのよう煙突が高ければ、拡散の面積が広がれば、幾ら量は排出してもいいということでは、一体これで環境の保全ができるか。大工場はだんだん高い煙突にして、幾らでも有害物質を排出すると、中小企業の工場は、量としてはたいていしてガスを出しておられないけれども、規制にはひつかかると、こういうことになるわけですから、一體中小企業の公害対策というものの費用というものは、どういうよううに国が考えるのか。それから排出量の総量規制というものになぜ踏み切れないのか、この点。

○國務大臣(山中貞則君) 大気汚染の問題については、厚生大臣から答弁してもらいます。中小企業については、基本法二十四条でも中小企業に対する特別な配慮をするよう、法全体がその思想を求めておるわけでありますけれども、今回提案いたしました公害防止事業費事業者負担法についても、特別に項目立てて中小企業の分担金そのもの、負担金そのものについても政令と一緒になつておりますが、ここで申し上げますと、延納とか分割納付とかいうことを念頭に置いておりますけれども、負担金そのものについても配慮すると同時に、税制、金融等についてこれを措置しようといふことで、いま大蔵と詰めておりますが、後ほど御質問あるかもしませんけれども、償却等について通例の三分の一償却を、中小企業に限つて二分

で落とすとかいろいろなこと等についていろいろ具体的な検討をいたしておるわけでございまして、私たちはやはり中小企業については、公害を出すことはにくむべきであります。しかし、それをしてくるために、中小企業が弱い立場においてはたばた倒産していくことを決して、従業員の立場もあるわけでありますし、好むものではありませんし、やつてはならないことであると思って、それらの配慮をしておる次第でございます。

○國務大臣（内田常雄君）公害対策には目標と、その目標を達成するための許容限度の基準と二つございまして、加瀬さんのお尋ねになります環境基準というものは目標でございますから、いわば総量でございます。空気中に硫黄酸化物の総量がどれだけ以上あつてはならない、あるいは水の中に有害物質がどれだけあつてはいけないということをきめまして——これは総量でございます。それを達成するために個々の許容基準ということにつきましては、これは許容限度とも許容基準とも申しますが、それにはいろいろの方法がございますけれども、現在私どもがたとえば大気でとつておられますのは、煙突の高さとかあるいは排出の個々の、ばい煙発生施設から発生する個々の量、それをかけ合わせて、それに目標達成への配慮からある種の函数をかけまして排出基準というものをつくっております。しかし、それに対しても一つ一つの排出施設ではなくて、その工場全体からの総量を規制すべしという考え方もございます。たとえば東京都が条例でやつておる方法はそれに似たものでございますが、私どものほうでも技術面から両者を比較してみますと、どちらの強弱といふことも言い得ないような状態でございます。しかし、その排出許容量のきめ方、排出基準につきましてはいまの私どもがやつておる方法だけが世界唯一の最善の方法だとはきめ切れませんので、さらにこれは科学技術の進歩とともに合理的な方法をとっていくこともあります。いう気持ちで私どもは現実に対処いたします。

○加瀬完君 その排出基準だけを押えておつては、先ほど申し上げましたぜんそくやあるいは非常にかぜ引きの患者が多くなるといった空気全体の汚染というものをお防ぐわけにはいかない、現実が。だから排出量を押えて、総量規制というものをやつていかなければだめなんで、これは東京都の条例のほうが私は進歩していると思う。ですから将来この総量規制というものもひとつ含めて、全体の地域の保全対策というものを立てて、いついただきたい、これは希望をいたしておきます。

それから終わりに、この公害防止と財政措置の関係について伺いますが、公害事業の財源措置は地方に限定をいたしますと、指定地のみを国がめんどうを見るということになりますか。指定都市は持つおりませんです。

○加瀬完君 そうすると、地方団体が行なう一般公害予防事業も国の財政責任のワク内であると解してよろしくどうぞいますか。

○國務大臣(福田赳夫君) その事業、事業によつてきめたいと思っております。これはいままだどういう事業に対してどういう国の補助、助成をするかということをきめておりませんが、昭和四十六年度の予算の編成の中で織り込んで解決したいと、かように考えております。

○加瀬完君 実例で伺います。東京都の四十四年の公害対策費は四十四億円、このうち交付税による算定と見込まれるものは七億円、都民の負担は三十七億円ということになります。千葉県の公害対策費は一般会計から出ているものだけを取り上げると十億円、交付税の算定は五千三百六十万円、こういう状態であります。結局国が見ているものは五千三百六十万円であるにかかわらず、十億円の仕事をしなければならないというのが地方の公害対策事業の現状であります。これは四十四年と十五年でありますから、来年の予算というわけにはまいりませんけれども、この現状が不合理だと

いうことはお認めになりますね。

○國務大臣(福田赳夫君) どういう計算か私もそれはわかりませんが、四十五年度の予算では一般会計のほうで公害対策事業費ですね、これは六百六十六億円使つてあるんです。それに対応いたしまして地方のほうでは、これはまあはつきりとは申しあげられませんが、概算七百四十億円ぐらい使っております。半々じゃありませんけれども、国も相当の負担をしておる。いまの数字につきましてはちょっと私も理解いたしかねます。

○加瀬完君 四十五年度の公害対策予算是一般会計が五百五十六億、特別会計が四十二億、計九十八億ございましょう。で大臣のおっしゃるのは、下水道とかその他公害事業に対する負担を含めて、それに対する補助はありますよね。ところが、純然たる持ち出しの十億というものの、千葉県の場合ならば公害事業に対しては五千三百六十万円の結局交付税しかないということが現状でござります。これは東京都と千葉県から資料をとりましたから間違ひございません。そこで、企業者の負担もなく、都民なり県民なりが一般公害事業として被害者であるにもかかわらずこれだけの財源を捻出しなければならないということは、どういう法的根拠によってこれを出さなければならぬことになります。これは自治大臣にひとつ伺います。もう一回申しましようか。住民が公害をしているわけではない。住民は公害を受けているほうなんですね。にもかかわらず、東京都の場合なら四十四億の公害対策費の中で三十七億は都民が負担をする。どういう根拠で負担をしなければならないことになりますか。法的根拠がありますか。住民負担をしなければならない法的根拠がありますか。

○國務大臣(秋田大助君) 企業者が正当に負担すべきものが今回御審議を願つておる法案の結果出てまいります。そのほか、国が負担すべしと考えたものを国が補助金の形で出します。その他のものはまだいま申し上げましたとおり、財政上強化をはかる意味におきまして、地方交付税交付金でいろいろ基準財政需要額の増額を考えてまいります。その他はやはり地方債をもつて充てていかなければならぬと思います。

○加瀬完君 これからどうするということを伺つておられるわけじゃないんです。ですから法的に出しているわけじゃないんです。ですから法的に出すべき義務のないものを出しているわけですから、これは総理大臣にも聞いていただきたいと思いますが、受益者負担ということを政府は一つの方針として出しております。この道路をつくる。おまえら受益者から幾ら負担しろ。これは受益者負担ですかね。害を受けているにかかわらずいろいろの公害事業費を出さなければならぬ。こういう受益者負担の原則といふものはまさか政府がとるはずはないと思いますがね。この受益者負担といふものは将来なくしていくんだと考えてよろしく

ればならない費用があえてまいります。並びにいろいろ防止計画事業等もございます。で今後は國の責任を明確にいたしまして、企業負担以外の分につきましては、やはり国庫補助制度の拡充といふものを十分考えてまいらなければいけない。そ

の上で必要なものにつきましては交付税の措置、基準財政需要額の増額強化、そして足らざるものももれませんが、ここらについてせつかくただいまいろいろ総合的に関係官庁と検討いたしておりまして、来年度所要の措置、所要の結論を得たいと考えております。

○加瀬完君 そうすると大臣、法的には住民が公害事業に對して負担をしなければならない義務はございませんね。そう了解してよろしくござりますね、東京都の場合、千葉県の場合。

○國務大臣(秋田大助君) 企業者が正当に負担すべきものが今回御審議を願つておる法案の結果出たものはまだいま申し上げましたとおり、財政上強化をはかる意味におきまして、地方交付税交付金でいろいろ基準財政需要額の増額を考えてまいります。その他はやはり地方債をもつて充てていかなければならぬと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) もう一度やつてください、よくわからないから。

○加瀬完君 東京都の場合、一般公害対策費として四十四億を計上している。ところが、交付税として一応計算される額は、交付税はもつておりませんけれども、一応計算される額をあげても七億円。そうすると、三十七億円といふものは東京都民が負担をするという形になる。一般公害事業がほとんどいまでは地方の負担にさせられておりて、その実態といふものは、公害を受けているほどのものが自分たちの税金から公害の対策費を出さなければならないということになつておりますが、これはことばをかえて言えば、受益者負担ということではなくて、受益者負担といふ傾向がある。これを認めにかかるわけにいかぬでしょ。で、これは財源をどうするかということをあとで御検討をいただかなければならぬではございませんかと、こうしたことです。

○國務大臣(佐藤榮作君) まあ受益者負担といふことはありますけれども、受益者負担といふことばはありませんがね。この受益者負担といふことばはありますけれども、しかしながら、

それだけははっきりしておりますが、やはり国の予算だとか、地方の予算だと、かように申します。でも全部が国民なんですね。だから、地域住民は国民とは別だと、こういう議論にはならないんだ。私はそれを言っているんです。だから、受益者負担という、そういう出し方はありますけれども、受益者負担という、そういう出し方はない。そういう観念はないんですね。けれども、やはり國といえども財源がなきやそれはどうしようもないじゃないですか。それはやっぱり国民の負担なんだ。国民は、地方住民だろうが、全国民だろうが、それは同じ立場で同一の人が納めているんです。

○加瀬完君 私の言うのは、受益者負担ということがあってはなりませんが、受益者負担になつておる。それで、公害行政は國の責任だということで、究極の責任は國がとると山中さんもおつしやつておる。それならば、これだけの法案を出されながら、当然公害事業もあえる。補正予算か何かきちんとしたものをして、そしてこういう財源でこれだけのことを地方もやれという対策がなければおかしいじゃないですか。補正予算を出さなかつたのはどういうわけですか。

○國務大臣(福田赳夫君) これから法律ができる段階であります。本年度の問題としますと、予備費が三百億あります。ですから、必要がありますればこれでもう十分に支弁できると、かように考えておりますので、補正予算が必要としないと、かような見解であります。昭和四十六年度につきましては、いま各省から多額の予算の要求があります。これはこれから審査をいたしまして、決定をして、そうして予算案として御審議をわざらわすと、こういう考え方であります。

○加瀬完君 必要があればおつしやいますが、必要があるという前提で法案が出たでしよう。法案が出れば、事業というものが当然進められなければならない。必要はあるわけなんだから、これは財政措置というものを譲じないのがおかしいんです。ここはもっとほんとうは文

句をつけたいんですけども、時間がありませんから……。
委任事務というように考えてますね、いま多くて公害事業を、政府は、地方に対して機関委任なんだ。国民は、地方住民だろうが、全国民だろうが、それは同じ立場で同一の人が納めているんです。

○國務大臣(山中貞則君) それはもう固有事務的なものもあります。それは事業によって異なりますが、原則的には地方にそれらの権限をゆだねることを原則とした。その前例は、工場排水規制法の政令において委任されないので、残つております。たとえば大蔵省では、過般政令を改正しまして、たとえば大蔵省の造幣工場の紙幣印刷をするところまで、それまで全部知事の監督のもとに立ち入り検査その他一切の権限をおろしまして、そういう姿勢は貫いておりますので、ただいま言ったような仕分けが二通りあるところでございます。

○加瀬完君 委任事務の財政責任は委任者が持つのが当然じゃございませんか。○國務大臣(福田赳夫君) 現にその仕事を執行する主体が、これが財政責任を持つ。しかし、その仕事の性格によりまして、まあその主体が地方になるという場合において国がこれに對して援助をする、こういふ形になると思います。

○加瀬完君 これはおかしいです。そんなことないですよ。國の委任事務というものを地方にまかせば、その地方に委任経費というものを國が負担をするのが当然です。それは農業委員だつてなかなかよくな見解であります。昭和四十六年度につきましては、いま各省から多額の予算の要求があります。これはこれから審査をいたしまして、決定をして、まずとしては委任者が責任を持つということになると、こういう考え方であります。

○加瀬完君 必要があるとおつしやいますが、必要があるという前提で法案が出たでしよう。法案が出れば、事業というものが当然進められなければならないことはおかしいですよ。委任事務は、國の事務なんだから、これは財政措置というものを譲じないのがおかしいんです。ここはもっとほんとうは文

負担金で見るという制度がないじゃないですか。法律はきめるけれどもやることはそつちだ、金は出さない、やらなくていいですか。しかたがありませんねということになるのじゃないですか。

○國務大臣(秋田大助君) それですから、その点について関係方面とせつかり検討をいたしましたが、過般政令を改正しまして、たとえば大蔵省の造幣工場の紙幣印刷をするところまで、それまで全部知事の監督のもとに立ち入り検査その他一切の権限をおろしまして、そういう姿勢は貫いておりますので、ただいま言ったような仕分けが二通りあるということでございます。

○加瀬完君 最初に担当大臣が、公害行政は一義的には國の責任ですとお答えになつて。だから、國の責任であるならば、國の事を委任しているわけですから、その事務遂行の財政責任は國が持つべきだ。一元的であるということは、幾つか地方にくつといなら、それは地方の固有事務なるのが当然じゃございませんか。○國務大臣(福田赳夫君) 現にその仕事を執行する主体が、これが財政責任を持つ。しかし、その仕事の性格によりまして、まあその主体が地方になるという場合において国がこれに對して援助をする、こういふ形になると思います。

○加瀬完君 これはおかしいです。そんなことないですよ。國の委任事務というものを地方にまかせば、その地方に委任経費というものを國が負担をするのが当然です。それは農業委員だつてなかなかよくな見解であります。昭和四十六年度につきましては、いま各省から多額の予算の要求があります。これはこれから審査をいたしまして、決定をして、まずとしては委任者が責任を持つということになると、こういう考え方であります。

○加瀬完君 必要があるとおつしやいますが、必要があるという前提で法案が出たでしよう。法案が出れば、事業というものが当然進められなければならないことはおかしいですよ。委任事務は、國の事務なんだから、これは財政措置というものを譲じないのがおかしいんです。ここはもっとほんとうは文

でありまして、いろいろ基礎資料なんかを検討しなければならぬ。そういうような関係で間に合はませんでしたが、四十六年度予算においてはこれを明瞭にしたいと、かように考えております。

○加瀬完君 国の事務であるなら足らずまえを地方が出すというのはおかしいのだ。全部国が出すべきであつて、足らずまえなんということは、地方の固有事務であつて、地方がやつたけれども、國から補助金もらってやつたけれども、足りないからこれは地方が持ち出すべきだという理屈は立つませんねということになるのじゃないですか。

○國務大臣(秋田大助君) それですから、その点について関係方面とせつかり検討をいたしましたが、過般政令を改正しまして、たとえば大蔵省の造幣工場の紙幣印刷をするところまで、それまで全部知事の監督のもとに立ち入り検査その他一切の権限をおろしまして、そういう姿勢は貫いておりますので、ただいま言ったような仕分けが二通りあるということでございます。

○加瀬完君 最初のほうはだいぶいいことを言つたけれども、あのほう、何かまたわからなくなつちゃつた。

○加瀬完君 最初のほうはだいぶいいことを言つたけれども、あのほう、何かまたわからなくなつちゃつた。

○國務大臣(秋田大助君) それらの点を含めまして、目下検討をいたしておるんです。ただ、これはもうどこまでも國が事業主体である。地方が財政の第一義的責任をとる。それに対し國がどう対策を立てるか。いま出されている負担金制度の方法ではだめだということを申し上げてもらわなければならぬし、御研究が不足です。

○國務大臣(秋田大助君) それから國が指定をする事業については、これは國が見ますけれども、その他、一般公害事業として固有事務に移して、そして財政責任を地方に持たせるということであれば、これは法体系の上からおかしい、「おそれ」まで取つてゐるんだから。こういう当然のこととはつきりさせなければおかしいんですよ。

○加瀬完君 そこで、私が伺つているのは、なぜ一体國の委任事務ならば國庫負担金という制度を設けないか。公害関係については國庫負担金できんと、事業は地方にやらせますけれども、金は國が出しますという制度をとらないか、こういうことです。

○國務大臣(秋田大助君) 公害対策事業を地方自治体が執行する。その際ににおける主要財源はこれは企業者、公害発生の原因者の負担金、拠出金であります。今度の費用負担法による拠出金であります。で、その足らずまえをこれを地方団体が事業担当者として負担をする。その負担に対しまして見ていくわけですね。交付税として見ると、なつて見ついている。ところが、いま申し上げましたとおり、東京都は四十四億のうち七億円、千葉県は十億のうち五千三百十万円しか――これは交付税と

ならない。それを地方がやつたことに足らないところはまた何とか、ということは要らないことだ、これは。その点を確認してください。国が責任をとるか、知らないか。

しゃつて いる。あなたの お 話はそれと 食い違つ
て いる。そ う い う あいまいさが このよ り な 公書の
実態を 生じて いる一因を つ くつても い る の です。
これは 担当大臣、そこを はつきりさせ て ください

違反ですよ。そういう点がはつきりしない。
○委員長(占部秀男君) 速記を中止してください。

除されたわけでございますが、この第二項は、生活環境の保全について、経済の健全な発展との調和をはかるという条項を削除されたわけでござります。これは公書の現状から考えまして、政府が

○國務大臣(福田赳夫君)　國は第一義的な責任はありません。第一義的な責任は、多くの場合において、これは地方自治団体がとる。それに対しても國は財政上の協力をする、そういう立場にあります。

よ。総理大臣と相談して、きちんと答えてください。
○國務大臣（山中貞則君）私は、公害に対する対策は第一義的に國が責任を持つべきであるということを、はつきり申しております。しかし、個々の仕事について、そのとく質問は寺になはずによい。

○委員長（上部秀男君）　速記をつけてください。
加瀬委員の御質問の途中でありますたが、理事会を開きまして、政府側としての統一見解を出していただきと、こういうことに理事会としては決定いたしました。ただし、この問題は非常に重大な問題であることを、まず第一にうつことは

公害に取り組むべきをいい姿勢を明らかにされたということについて私もきわめて同感でございますが、今日までわが国の経済がきわめて短期間の間に目ざましい発展を遂げた、またそれに伴つて国民の所得の増大という今日の時点において、公害方止と後発先を考慮するということは国民

の第一義的な責任は國だと担当大臣は答えていました。ところが、金だけは地方だというのはどういうわけだ、これは。話が合わないじゃないですか。行政責任が國なら財政責任も國のはずだ。行政責任は國だが財政責任は地方だというやり方をしているから公害事業はさっぱり進まない。公害対策もできないというのが現状なんです。現状の御認識をもう少しきらんと整理をしていただきながらければ困ります。理屈が合わないでしょう、そんなことは出でこないでしよう。言わなくていい。答弁要つよ。先一見解と

の仕事について、それを各都道府県がおこなわなければならぬのだということを申し上げたつもりはあります。それらのケースについては公共事業で行なえる場合は一般的な公共事業の補助率とどのようないだらぬのだということを示すか。地方自治体の負担についてはどれだけの起債を、こととに富裕団体等に交付税等があまりいかないところが多いわけですから、そういうところを配慮しながら起債を認めるか。それの元利償還等についてどうするか等々の配慮を加えていくべきケースと、あるいはまた――よろしいですか。だからケースによつていろいろと違うと思います。

○ 加瀬 共同
原則がまづうなればアースが出来ないでしよう。

○加瀬委員 あと二分ですから、ここで休憩して
す。
○委員長(占部秀男君) わかりました。加瀬委員
は二分余して午後にひとつ回していただきたいと
思います。
次に進みたいと思いますが、よろしくうながい
ますか。(拍手)

みな望んでおるところでございます。ただ、ここで総理の御意見を一言お聞きしたいのは、憲法で言いますところの、健康で文化的な国民生活の保障というものはきわめて大切でございますが、そこでこの国民のきわめて文化的な健康新生活といふものの中にも、経済生活というものが含まれておることは当然のことでござります。この国民一人一人が文化的な生活ができるということのためには、国の産業、経済あるいは科学技術の一そでの発展、進歩ということもまた必要であるわけでございますが、そういった広い立場に立つて考えますときに、国民生活の向上ということを考えますと、文部としてはこの祭、公害防止を最優先に考

○國務大臣(福田赳氏君) 公害対策事業というの
は、大体地域社会の問題なんです。大体、地方自
治団体の仕事なんです、これは。それが今度は法
的にはつきりと国から地方に委譲されている。で
すから、地方自治団体が行なうところの公害対策
事業は、これは地方自治団体に最もなじんだ事業
なんです。ですから、これが財政をやる上におい
て第一義的な責任をとる。これは当然なんです。
それに対してその事業の性質なんかに応じまして

原則がまさに機関委任事務なのか、國の事務なのかと
かと言つたら、國の事務で機関委任をするの
だ——それならば原則的には財政負担を國がとする
ということでなければおかしいじゃないか。具体
的に地方にまかせて、あるいは地方に——非常に
地方自体で考えたような事業に対してもうすると
いうのは別だ、原則は公害行政は國の責任だとい
うのなら、財政責任も國がとるべきじゃないかと
いう点が一点。

○委員長(占部秀男君) 木村陸男君。(拍手)
○木村陸男君 今回の非常に短い臨時国会の期間で、改正法案あるいは新法を含めまして十四の公害関係の法案の審議をされ、すでに衆議院を上がったわけでございますが、非常に政府のこの公害対策に対する熱意のきわめて強いということについては、非常に私としては敬意を表するところでございます。

えるということはきわめて必要なことであり、妥当であると思いますが、この企業優先ではないんだということを明確に宣言されるとともに、そのことだけを言いつぱなしにしてあつたんでは、国民生活のほんとうの向上ということにはちょっと足らない点があるんじゃないかな。この際、公害対策を優先にはかるんだという一面、産業、経済あるいは科学技術の進展についてどういうふうに今後処理していくかということについて総理の御見

國も協力いたしました。それからまた、それ前提としたしまして金も要ることでありました。う、ということから費用負担法というのものも今度作成されたと、こういうのが実情でございます。
○加瀬完君 地域社会の問題だといふなら、公害行政は地方の固有事務に規定をすべきですよ。で、公害行政は国の仕事だと、こう総理大臣はおつ

それから交付税ということをよくおっしゃいますが、公害の必要費は将来大きくなるでしょう。交付税というものは限定されているわけだ、三税率の何%と。だから交付税で公害の費用をまかなえば一般地方の固有事務の財源である交付税というものは制限されることになるわけです。交付税を公害の財源にするということは、これは交付税法の

そこで、いままではしばしば衆議院におきましても議論がされたのではございますが、非常に重要な問題がたくさん含まれておりますので、ごく基本的な問題につきまして総理はじめ関係閣僚にお尋ねしたいと思っております。

その第一点は、今回改正されました公害対策基本法の点でございます。この第一条の第二項を削除する本法の点でございます。

解をお聞きしておきたいと思います。
○國務大臣（佐藤榮作君）先ほどの加瀬君の御質問にも同様なものがございました。
私は、いまでも経済成長の必要なことはしばしば説いてまいりました。しかし、経済成長が必要だといっても、これは何といつても人間生活の充実、福祉のための手段だ、その意味において経

清生活の発展が必要なんだと、その手段であるといふ点を明確にしておかないと困るのではないか、かのように思います。いわゆる公書基本法を今度修正してただいま御審議をいただいておりますが、この修正も原案、もとの案だと、どうもそちらの手段と目標が混淆していて明確さを欠いているんじゃないのか、だからその点はむしろ疑問が残らないよう削除すべきだというので、今回削除したのであります。どこまでも経済成長はお互いの生活の福祉のための手段である、これの考え方方に徹して、そして経済成長をはかっていかなければ、ただ単に経済成長と福祉、これを裏抜的にどちらを選ぶかと、こういうような設問ではこの問題は解決しないのであります。私どもは昔のような——先ほどもたいてん極端な話をしても、そんなことはだれも考えていない、こう言つて加瀬君からしかられたのですが、何にも産業が起らぬない神代の時代を考えているのか、こういふことには、ただ単に経済成長と福祉、これが必要なんだと、だが近代産業がかもし出す公害、これだけは排除してくれないと、お互いの生活を、福祉向上させようと、そういうこの手段である経済成長が福祉そのものをこわしている、こういうことは耐えられないのだ、かように私は思つておるのであります。今回大幅に各方面にわたつて審議をいただいているのも、たゞいま申し上げるような観点で立つてございます。どうかそういう意味で十分御審議のほどをお願いいたします。

この公害を、殺人やあるいは窃盜と同じようにならへば、刑事犯罪としてこれをとらえようとしておるということはまことに注目すべきことでござります。これは私は法理論としてもなかなかむずかしい議論のあるところだと思いますが、今後の傾向といつしましてやはり公害罪というものを一般犯罪と同一に論していくこの傾向というものは、まあ日本が皮切りでございますが、今後世界的に広がっていくくんではないかという意味におきましてこれを高く評価するわけでございます。

ところで、この法案のねらいは、公害の未然防歯、つまり公害予防というところに重点が置かれておるということは提案理由の説明の中でも承りておるところでございます。そこで、いろいろ議論が出来ました中で、最初担当省でございます法務省では、犯罪構成の要件といったしまして、人の健康に害を及ぼすおそれのある状態が生じた場合に三年以下の懲役云々というのが法務省の原案であったようになっておるのでございますが、最終的に提案されました法案としては、「公衆の生命または身体に危険を生じさせた者」というふうになつておるわけでございますが、いろいろございましたが、これについての御説明はございましたが、あらためて法務大臣にもう一度この思想の転換——つまりほど大げさなものではございませんが、自然犯といふいわゆる刑事犯としてこれをとらえた場合に、こういうふうに変わってきた理由といいますか、考え方の変遷というものがあったと思いまます。その点について御説明を賜わりたいと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) これは從来公害といつ新しい態様を概括的にとらえてこれを犯罪とすアとする、こういうふうな考え方がなかつたのであります。日本における公害の実情から見てそこそこあるのは防止ということについては不完全であると、したがつて、こういふものをいわゆる刑事犯と規定することによって、企業者等がこの危険犯と規定することによつて、企業者等がこれによつて場合によればこれは自然犯——刑事犯

になると、こういうことを考えて公害の予防ある
いは防止ということについての自肅自戒を求める
と、こういういわば予防的効果が大きからうと、
すなわち、通常の場合は行政法規によって公害を
出さないように、また、もし出したなら行政罰で
ひとつこれを取り締まっていくと、こういう考え
方をしておつたのであります。が、一般社会におき
ましてもこれが一つの法定犯、あるいは行政罰で
あることとこれが自然犯であることと、こういう
ことについての相当な区別があると、したがつ
て、自然犯そのものはいかなる社会においてもこ
れを排除しなければならぬ社会悪だと、こういう
ふうな考え方からして、さよな刑罰とするこ
とが大きく見て私は公害の予防になる、かうに
考えたのでござります。で、この考え方によりま
すと、初めのうち、いわゆる「おそれのある」と
いうことばを入れたということは、実はいままで
の法体系の中では、この「おそれのある」という
ことばは行政罰の範囲において入っておつたので
ありまして、刑事罰の関係においてはそういうこ
とばがなかつたと、しかし、予防的効果をねらう
ためには多少行政的な要素も入れて範囲を広いよ
うにしておくことが全体のために役立つん
ではないかと、こういうことに考えておつたので
あります。が、公害の法律がだんだんできまして、
たとえば、基準をこえて排出したり、水あるいは
空気を汚濁した場合には、もうその基準をこえた
だけで相当な行政罰を加える、これはわれわれの
ほうでもって直罰と称しておりますが、われわれ
が公害罪を審議しておる際には、そういう直罰と
いう規定はなかつた、したがつて、ある程度範囲
を広げるような形において「おそれ」ということ
ばを入れておくほうがよからう、こういうふうな
考え方でおつたのであります。が、結局において、
はそれぞれの法律において、もう基準をこえれば
直罰すると、すぐに相当な行政罰を加えると、こ
ういうことになると、「おそれ」というふうな関
係も多少違つてきましたと、こういうふうなことも考
えたのでありますし、なお、刑事罰であるなら

おそれがある」ということは多少不明確であると、また、多少これは行政的なことばである。こういうような事柄からいろいろ検討いたしまして、最終的にはその「おそれ」ということばを取つて私が提案をしたと、こういう形になつておられます。が、先ほどからの説明のよう、これはあくまでも危険犯だから、人の生命、身体に実害を生ずる必要はない、実害を生ずる前の段階において、危険であればこれを処罰すると、こういうふうな考え方からいたしますれば、要するに実害のない場合にも、いまのような危険を生じさせたと、こうしたことばだけで、これを犯罪としてとらえることができるから、いわゆるある程度の予防的効果はこれによつて失われないということでもつて、究極において私どもはこれを除いたといふことであります。事情変更も若干あつた。すなわち、大気汚染、水質汚濁等において、直罰規定がその後においてはつきりしたということは、ある程度、「おそれ」を取つても、その点においてこれが救済になる、直罰規定が相当な効果を發揮するから、「おそれのある」という多少不明確のことばがなくとも、実害の前にとらえられると、こういう考え方方があつたのであります。要は、私どもは大きく見て、これが一つの危険犯としてとらえることによって、一般の市民もまた企業者もそういうことは犯罪ですよという考え方を定着させることができこの問題の解決の助けになると、こういう考え方をもつて提出をいたしております。

定されたことはけつこうだと思います。ただ、しかし、一方におきまして國民がこの法律に期待しておったところのものは何かといいますと、たゞいま申し上げましたような公害の未然防止の効果でござります。で、今度の法案でたゞいま御説明がございましたように、「生命または身体に危険を生じさせた」と、害があつたという段階で、すでに刑事罰の対象になつておるわけでございます。そこで、その害が起きたという手前の危険が生じた、それから原案の原案で考えておられた「危険を及ぼすおそれのある」という、この間の害を中心にした距離といいますか、若干その遠近的なニアーアンスの相違はあると思います。したがつて、國民の要望しておるところの未然防止ということを、この法律の運用によつて十分果たし得るかどうかというところに非常に私は問題があると思います。先ほど法制局長官の御説明によりましても、「危険」ということばの中にも、「おそれ」という意味も含まれておるんぢゃらという御答弁があつたのでござりますが、この未然防止という効果を徹底さために、危険を生じさせた段階で公害罪としてとらえるということが、いわゆる俗にいう「おそれのある段階でどちらとされる」とますます接近してきて運用できれば法律の理論的な考え方と実際の要望とが合致するわけでございますが、そういう点につきまして、いま一度わかりやすく御説明をいただきたいと思います。

魚が汚濁した状態において、それはここにいう「危険を生じさせた」と、こういうふうに分けて説明をされたのでありますから、私はそういうふうな問題で、要するに魚が汚濁されたと、このことが要するに「危険を生じさせた」と、こういうふうに説明をされておりますので、一つの例として私は適当ではないかと、かように考えております。

○木村睦男君 この問題は、法の解釈は解釈として、厳格でなければなりませんし、一方国民の要望は要望として十分考えてもらわなければならぬ問題でございますが、この点に関しまして総理としての御所見を一応承りたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私はいろいろ伺つておられましたも、なかなか理解しにくい議論をしておられると思うのですが、片一方で、その处罚を受けるほう、刑事责任を問われるほう、その身になつてみると、やはり非常にものごとがはつきりしている。故意または重大なる過失があつて处罚を受ける、これならばおそらく納得するだらうと思ひます。ただ非常な議論のある、「おそれ」があるかないかという、そういうところでつかまつて刑事责任を問われるということは、どうも納得がいかないという、そういう立場ぢやないだらうかと思ひます。もちろんかように申しましたからといって、公害罪を野放しにしろというつもりは毛頭ございません。ただいまも法務大臣から説明するよう、それぞれ行政罰またその他の指導、いろいろ事前にはあるだらうと思ひます。それらの处置を行ないながら実害が起こらないようにする」と、そして刑事责任をとる、その場合にはもう問題のない、議論の余地のないようなものがつかまつていくという、そういうことでないと、やはり法の権威も十分権威あらしめるためにもそれは必要なんじやないか、ことに刑事责任ですから、そういう意味におきまして、この観念だけは明確にありますべきだ、かように私は思つております。しかし、事柄の性格上、時に無過失責任もございますから、そもそも範囲も広いと、こういうことを言えるんではないだらうか、かように思ひます。

○木村睦男君 次に、公害問題で最も議論のありますのは、いわゆる公害発生の責任者に対する無過失責任の問題でございます。これもしばしば議論されたところでござりますが、わが国の民法が個人主義的な法理論をとつております。したがつて、過失責任論がそのたてまえになつておるわけでございますが、それに対してこういう問題に無過失責任論がいろいろと論ぜられますのは、要するに法理論と、それに對する何といいますか、經濟あるいは社会的な均衡論、こういうものとの一つの接点にこの議論があるわけでござります。そこで、この公害問題についての無過失責任といふことを考えてみますといふ、まあ公害の内容あるいは公害発生の企業の状況あるいは受ける被害の様相、いろいろまあ十差万別であるわけでございまます。そこで、ある程度無過失責任といふことも社会経済的な均衡上あつてしかるべきではないか、私もそういうふうに考えるわけでございます。しかし、これは非常にその権利関係としてまた利害、非常に深刻な問題がござりますので、簡単にこれに結論を出して処理するということは私もどうかと思ひます。十分今後時間をかけて、この問題は真剣に取り組んで研究をしてもらいたいと思うのでござりますが、ただ将来に対する政府の考え方といたしまして、先ほど来も総務長官からもちよつとお話をございましたが、私はやはり将来に向かつては、この問題を排斥しないで考えていくべき問題だらうと思います。たとえば、公害の種類によつて横断的にあるいは個別的にとてみないと、かようには思つておりますが、しかし、いやくもその刑事责任を問うと、こういう立場に立てば、もつとみんなが納得のいくような問題のないように、その段階において刑事责任を問うと、こういうのがたてまえではないだらうか、かのように思つております。

○國務大臣(佐藤榮作君) 民事上の無過失責任、それを感じ、まだお願いをするわけでござりますが、この点についての總理の御所見を承つておきます。

これは理論的にもまた先例もございますから、そういうとりきめをしたものがありますので、この公害について、やっぱりそういう議論が起るのは当然だろうと思います。したがつて、十分検討してみたい。先ほど山中國務大臣からお答えしましたように、あるいは個々の問題について、あるいはまた横断的にそういうものは考えられるかどうか、さらに慎重に検討しようとかのように答えておりましたが、私も同様な考え方でございます。

○木村睦男君 次に、今回の法案の中で公害防止事業費事業者負担法案がございます。これは公害基本法の二十二条一項を受けて企業者の費用負担が明らかにきめられておるわけでございます。要するに、原因者であるところの企業者が、原因の範囲と内容とに従つて負担するというたてまえでござりますが、今後産業あるいは公害を含む工業の発展に従つて、この額はますますふえていくものであらうと、かようにも思うわけでござります。その中にありますて、特に経済基盤の非常に浅いわゆる中小企業、これがその公害を発生する企業の中にかなりあるわけでござります。こういった中小企業が公害防止のばく大な費用を負担するということになりますと、いろいろそこに国として考えなければならない多くの問題があるうと思ひでございます。ことに十四の法案が全部成立いたしましたと、それぞれの法案にいろいろと公害防止の義務づけがあるわけでござりますので、それらを一齊に適用されるわけでござります。といふと、こういった中小企業はあるいは操業停止に追い込まれると、いろいろなおそれもなきにしまがあらずということを私は憂慮するものでござります。今日の状況で、一般的な輸出の環境の悪化があるいは国内需要の鈍化があるという中につづいて、中小企業の黒字倒産ということがおそれられておりますが、それに公害が加わりまして、ある

いは公害型の倒産になるのじゃないかというふうな危険もあるわけでございます。ある調査機関で調べたところによりますと、この中小企業も含めまして公害対策が必要だ、こう感じておるものは六〇%近くあるということで、かなりその意識は進んでおる。その中にありますて実際に公害の対策を講じておるという企業者はやはりその中で六、七割あるということで、かなり公害防止に対しての中小企業の意識は高いものだと私たちは考えております。それだけにこれらに対する対策を今後考えていくべきである。これらの中小企業の公害防止についての費用をいろいろ国が財政あるいは金融の面でめんどうを見なければなりませんが、同時に生産性の向上なりあるいは近代化の中でこれを吸収するといいましても、やはり生産コストに二%から五%ぐらいの影響はあるといふことも、調査の結果、そういうことも出でておる向きもあるわけでございます。そうしますと、いと、この公害防止の措置が、結局いま非常に重大でありますところの物価に影響してくるというおそれもあるわけでございます。この物価との関係におきまして、政府はどういうふうに考えておられますか。企画庁長官の御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤一郎君) ただいまのお話は二つございまして、全般としてのいわゆる公害費用の問題、それから特に中小企業の問題の御指摘がありました。全般として公害の費用というものが、これがいわゆる経営の上におけるコストであること、これはもう間違いないことでございます。

そしてまた、そのコストとしては他のコストと少しも違わないことでございまして、価格を構成する原価になるわけでございます。ただそのために直ちに今日よく言われておりますように価格の上昇、価格への転嫁が行なわれるかというと、これは決してそういうわけではございません。まあ当然企業の努力というものが前提になつておるわけでございます。でありますから、これは全体の物価の一環として決して便乗値上げその他の許される

筋のものでないことは明白でございます。特に最近のように企業の付加価値の配分の実情等を見ますれば、その余力が十分あるわけでございますから、直ちに公害の費用がかかるたということだけを理由にして値上げをするということは許されわけではありません。ただ、中小企業につきましては先ほども御指摘がありましたように負担力まして財政負担というものを十分考慮する。こういうたてまえになつておるわけでございます。また全体としては税制その他についても種々配慮をするところがあるわけでございます。

○木村陸男君 物価への影響は極力避けていくといたしまして、また、合理化なりあるいは近代化、あるいは生産性向上の中で消化するといいましても、基盤が浅い中小企業でございますから、なかなか短期間にそういうことは期待できなれないと思います。そういたしますと、ひつきょうするところ、政府の金融あるいは財政措置ということが主軸にならざるを得ないのでござりますが、たまたま来年度の予算編成を前に控えまして、この問題についての大蔵大臣の決意のあるところをお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(福田赳氏君) 昭和四十六年度予算につきましては、ただいま鋭意編成の準備中でございますが、その目とすることは、ただいま御論議の公害とそれからもう一つは物価、この二つに、ひとついたしてみたい、こういうふうに考えております。公害につきましては、いま各省からもかなり巨額の要求がある。一般会計におきましても、あるいは財政投融资にいたしましてもよく審査いたしまして、この重要な公害対策の執行になります。また、企業がこの公害の対策によりましてかなりの影響を受ける、これはひとり中小企業ばかりでございません。大企業もかなりの影響を受ける、こういうことになりますので、企業がみずから行なう公害対策、施設、その施設に対しまし

では税制並びに金融両面からこれを援助しないかのように考えております。特に中小企業については、政府の金融機関の中に特別ワクを設けるとかあるいは税制におきましてもこれは大企業と違った厚い措置をとるとか、さようなことをしてみたいと思います。また、企業が政府や地方公共団体の行なう公害対策事業、これに対し費用負担法による負担をするわけでございますが、その負担も、これも円滑になし得るよう税制上金融上配慮いたしていきたい、かように考えております。

○木村陸男君 中央公害対策本部がまとめたところによりますといふと、ただいまのところ四十六年度の公害関係の概算要求として千六十二億円といふことでございますが、その中で大半が下水道の整備とかあるいは基地の防音対策、こういうことにありますて、残りわずかに二三百億程度といふうに聞いております。これでは私は公害防止の対策の予算としてはちょっともの足りないのじやないかという感じを非常に強くするものでござりますが、今後いよいよ来年度予算の編成があるわけでございますので、ただいまの大蔵大臣の御決意のよう、ひとつ十分な公害防止の予算を組んでいただきたいと思います。なお、企業に対する金融、税制あるいは融資という面と別に、この公害対策につきまして、やはり政府として取り組んでいくために、いろいろと具体的な予算上の措置も要るわけでございます。公害防止のために公害罪の法律もでき、あるいはその他のいろんな規制措置もできてきておるのでございますが、これを十分に実施をいたしまして、効果をあげるというためには、ただ単に刑事罰をもつて臨むとか、あるいは従来のように命令、強制ということだけでは、私は十分な効果が發揮できない。やはり企業と政府と地方団体と国民一般、それぞれが十分な理解の上に立って、善意と合意の上に立つて公害対策を実行していかなければならぬ、私はこう思つるのでございます。そこで、政府部内におきましては、あるいはそのため行政機関にメスを入れる

つくるらるるということも私は大いに検討していた
だきたいと思つております。また、個々には公害
防止の指導行政のためにいろいろ必要な経費も盛
り込んでもらう。また、監視あるいは指導とい
ふ面におきまして要員も相当必要であろう、かよう
に思うわけであります。こういった予算、人員の
面におきまして、政府自体の措置、これは私はき
わめて重要であるうと思いますが、こういう点に
つきまして、総理のお考えをお聞きしておきたい
と思います。

た。しかしながら、実効をあげるために、いまの公害罪なんかは、もうそんなものを発動しなくて済むような、そういう事態が望ましいのでございりますから、そういうように行政の面でもっと足並みがそろい、そして積極的に前向きに進めるようないふうなものにしたいと、かように考えておる次第であります。

○木村睦男君 最後に、大気汚染の関係でお尋ねしたいと思うわけでございます。

今回の大気汚染防止法の一部改正の中で、自動車の排出ガスによって急激な大気汚染が発生した場合には、公安委員会に要請をして強い交通規制を規定の対象にされました。で、騒音が所定の限度をこえた場合には、やはり知事の要請によつて公安委員会が道路交通の通行制限をやる、交通規制をできるということになつております。また、騒音規制法の一部改正の中でも、新たに自動車騒音を規制の対象にされました。で、騒音が所定の限度をこえた場合には、やはり知事の要請によつて公安委員会が道路交通の通行制限をやる、交通規制をできるということになつておるわけでござります。大都會におきます空氣の汚染、騒音もさることながら、空氣の汚染は非常にひどいものがございまして、私もこれほどひどいとは思わなかつたのですが、私の郷里の岡山の水島の工業地帯における大気の汚染度よりも東京の丸の内地区における大気の汚染度がその二倍もあるのだということをこの間聞きまして、毎日そこで生活をしておりながら、実はびっくりしたような状況でございます。この大都會の人口の集中と、自動車交通量の激増というものは、単に排気ガスやあるいは騒音のほかに、都會における交通混雑の激化、つまり、これらを含めて広く交通公害ともいふような状態が今後ますますひどくなつていつておるのは、お互に経験しておるようなところでございます。國家公安委員会といたしましても、東京、大阪のような超大都市では、もはや今日まで行なわれておられますよななまぬい交通規制を行なつておられるわけでございますが、特に

いいとか悪いとか別にいたしまして、どんどんそういう極限がきつあるのじゃないかというふうな感じがいたしておるわけでございます。そこで、この際長期的な展望の上に立つて大都市の特徴を一つのサークルにいたしまして、それ以内の、都心への一般自動車の乗り入れを禁止するというふうな方向までいくべきではないか。このまま放置しておれば、必ずそういう必要に迫られてくると、強行せざるを得ないというふうなときがくるんではないかと思いますが、この大都會の騒音あるいは大気汚染の公害を含めまして、この交通混雑緩和、交通規制、道路交通の問題についてお考えになつておられますか、少しく将来のことはお考えになつておられますが、少しく将来のことを含めてお考をお示しいただければと思います。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 交通公害の防止をはかるために、さしあたり大気汚染による交通公害の防止につきましては、たとえば、信号機の操作による単位時間当たりの自動車交通量の削減、迂回路があるときの自動車の通行の禁止、制限等が考えられます。また、騒音や震動による交通公害の防止につきましてはたとえば、法定の最高限度より低い最高速度の指定、徐行すべき場所の指定、大型自動車の夜間の通行の禁止、制限等が考へられるのであります。さらに、お説のとおり都市におきましてはたとえば、法定の最高限度により低い最高速度の指定、徐行すべき場所の指定、大型自動車の夜間の通行の禁止、制限等が考へられるのであります。さらに、お説のとおり都市におきましての交通公害に関連する事態は容易ならざるものがありますので、今後どるべき措置等について概略申し上げます。

うにこの公害というものを先に考えて、人間本位に考えるとするならば、こういうようないままで経過というもの是非常に私は間違いがあつたんではないか、こういうふうに思うんですが、大臣どうですか。

○國務大臣(内田常雄君) 被害者の健康救済のための特別措置にも、御承知のように、二種類ございまして、一種類は、大気汚染に基づく、たとえば気管支炎——慢性気管支炎でありますとか、ぜんそく性気管支炎でありますような、そういう疾患であります。他の原因からもそういう疾病が起こり得るそういう疾病につきましては、その被害者として申請をされた者は一定の期間その地域に在住しておることを要件としておりますが、しかし、お尋ねのイタタイタイ病などにつきましては、ほかに原因は考えられておりませんので、したがつて、もうそのものばかり、どこにどれだけの期間おらなければならないという条件は、かけておりません。また、イタタイタイ病についても、法律、政令はイタタイタイ病と規定しておりますだけでございまして、どのくらい骨がばらばらになつた、といいますか、あるいは、からだの成長がとまった場合に初めてイタタイタイ病としての適用を受けるということも規定いたしておりませんので、先ほども申しますように、認定審査会はもっぱら医師の方を中心としておるはずでございますが、こういう場合には、それこそ「おそれ」がある場合には認定して差しつかぬものと私は考えております。

○大橋和孝君 いま特に大臣から、疑わしいところのものはもう認定すると、こういうふうにおっしゃいました。それでよろしいんでござりますね。

○國務大臣(内田常雄君) 疑わしきは認定するといふところまではないと思いますが、認定すべきといいますか、たとえば、それがカドミウム

による結果であると見られるおそれがあるといいますか、そういう場合には、これは公害犯罪の処罰法とは違います。それは認定をしていただるべきものだと、そうして、それらの困つておる人を助けていこう、私はこういう気持ちでおります。

○大橋和孝君 じゃ、そこのこと、詳しく一べん大臣に伺つておきたいと思ひますが、たとえば、いまちょっと私が話しましたが、カドミウムが流れます。それで、土壤なり、あるいは、またいろいろ水が汚染されまして、そしてそこでとれた米、野菜についておる。それを食べると、からだの中に蓄積いたします。その含んでおるもののは、いま東京都あたりでは、〇・四PPMであつたら、もう危険の度合がある。厚生省も、一PPMまでの間は非常に危険度があるから、もうそれくらいい含んでおるもののは食べないほうがいいという、こういうふうな方針が出されているわけであります。ところが、それを食べまして、今度は、いま私が申したように、第一番目に来るのは、じん臓に来るのですが、もうじん臓に来たら、こなれはもう次にはすぐイタタイタイ病の、骨がうずき出すということになるわけですから、じん臓にいたん白が出てくる状態は、これはもう病気の状態なんですね。ですから、そのところで、とにかくちよつと出かけたときに、この基準、審査の基準では、もうイタタイタイ病の初期であると、こぎなかつた。ですから、補償の問題も難航していきます。ところが、それが非常に喜ぶと思ひます。これができれば、患者は非常に喜ぶと思ひます。

○國務大臣(内田常雄君) カドミウムの、御承知の要警戒、要観察地域といいますか、そういう地域において、たとえば玄米中〇・四PPM以上の米が産出される、また、その居住者がそれを食べているという状態で、まだ病気は発生していないことなどでござりますと、もちろんこの認定にかかる使いまして、痛みをとつたり、症状をとることは、だいぶ成功しておるわけでありますね。ところが、カドミウムを人体から取つてしまわない、また再発する。それでまた同じように苦しむされる場合には、その症状が重くななければなりません。これには、アメリカのターキーがあります。そしてこれには、アメリカのターキー

せんが、大橋先生のような医師の方が、これはもうイタタイタイ病にかかると認定されるような場合には、私は、それは初期であつても当然認定の対象として取り上げてよろしいのではないかと考えます。

○大橋和孝君 これはひとつ特に大事なことでござりますので、ほかの、公害に対し考えておついていただくところの各大臣あたりも心にとめておいていただきたいと思います。もう、ちょっとと症状が出てきたら、もうあぶないから、そこで審査の悲惨な状態で病院で呻吟しておられる、大臣も見てもらつておると思いますが、ああいう状態を見たならば、私は、それに一步でも入るかもしれないという危険の度合がある。厚生省も、一PPMまでの間は非常に危険度があるから、もうそれくらい含んでおるもののは食べないほうがいいという、こういうふうな方針が出されているわけであります。ところが、それを食べまして、今度は、いま私が申したように、第一番目に来るのは、じん臓に来るのですが、もうじん臓に来たら、こなれはもう次にはすぐイタタイタイ病の、骨がうずき出すということになるわけですから、じん臓にいたん白が出てくる状態は、これはもう病気の状態なんですね。ですから、そのところで、とにかくちよつと出かけたときに、この基準、審査の基準では、もうイタタイタイ病の初期であると、こぎなかつた。ですから、補償の問題も難航していきます。ところが、それが非常に喜ぶと思ひます。これができれば、患者は非常に喜ぶと思ひます。

○國務大臣(内田常雄君) カドミウムの、御承知の要警戒、要観察地域といいますか、そういう地域において、たとえば玄米中〇・四PPM以上の米が産出される、また、その居住者がそれを食べているという状態で、まだ病気は発生していないことなどでござりますと、もちろんこの認定にかかる使いまして、痛みをとつたり、症状をとることは、だいぶ成功しておるわけでありますね。ところが、カドミウムを人体から取つてしまわない、また再発する。それでまた同じように苦しむ

ンエルマという機械ができるわけであります。これはいま富山の衛生試験所にも、あるいはまた東京には、板橋かなんかの分析化学研究所あたりにも設置されているそうですが、これをやるときには、一回の被検物を検査するのに、三千円とか五千円とかかかる。しかも、非常に手数がかかるために、これを検査してもらおうとしても、なかなか処理をしてもらえない。こういうことを考えると、非常にこの検査が進んでいたいと思います。もう、ちょっとと症状が出てきたら、もうあぶないから、そこで審査の対象になるというわけであります。これは、特にそうしてもらわぬと、公害病というものは、あの悲惨な状態で病院で呻吟しておられる、大臣も見てもらつておると思いますが、ああいう状態を見たならば、私は、それに一步でも入るかもしれないという危険の度合がある。厚生省も、一PPMまでの間は非常に危険度があるから、もうそれくらい含んでおるもののは食べないほうがいいという、こういうふうな方針が出されているわけであります。

○國務大臣(内田常雄君) 今日は、御承知のところに對しては、来年度は、総合研究所をつくるために、四億何ぼ、厚生大臣のほうから、厚生省のほうから要求されておるようになっております。ですが、いままで、ついこういうものがどんどんと削られてしまつて、そのためには、四億何ぼ、厚生大臣のほうから、厚生省のほうから要求されておるようになりますが、私は、これをもっと前向きに、相当設備をしてもらわぬ限り、この公害病というものの対処のしかたができない、治療の方面でもできないのがどんどんと削られてしまつて、今まで、水俣病なんかでも、これがなかなかできなかつた。ですから、補償の問題も難航していきます。ところが、これがどうかひとつ、きちっと、いまの発言をはつきりしておいていただきたい、こういうふうに思ひます。

○國務大臣(内田常雄君) カドミウムの、御承知の要警戒、要観察地域といいますか、そういう地域において、たとえば玄米中〇・四PPM以上の米が産出される、また、その居住者がそれを食べているという状態で、まだ病気は発生していないことなどでござりますと、もちろんこの認定にかかる使いまして、痛みをとつたり、症状をとることは、だいぶ成功しておるわけでありますね。ところが、カドミウムを人体から取つてしまわない、また再発する。それでまた同じように苦しむ

所のみならず、地方の衛生研究所あるいは関係大学などの協力を得まして、それらの調査をいたしたり、影響を調べていたしたりしている実情でございますが、私は、正直に申しまして、それでは

不備である、総合的に公害の人体あるいは生態系に及ぼす影響までも調べるような総合的な研究機関が、いまとある大学が地方の試験所などの研究結果を総合して、いわば資料を収集し得るような資料センターのような役目を果たすものをぜひ望んでおります。しかし、この総合的な研究機関が、いまとある大学が地方の試験所などの研究結果を総合して、いわば資料を収集し得るような資料センターのような役目を果たすものをして、その調査費に基づきまして、すでに四十五年度において、大蔵省からそのための調査費をいただいており、その調査費に基づきまして、専門家にお集まりいただきまして、いわば国立公書衛生センターみたいなもの構想につきまして、そのマスター プランをつくりつありますので、明年度はその一步を踏み出したい、こういうことで関係方面と折衝をいたしておりますので、万全を期する仕組みをぜひつくりたいと考えております。

○大橋和孝君 厚生大臣、ちょっと伺いますが、モントリオール大学にパーク博士という人がおられるのですが、この方はプロトコルフィンクリュウムといふ薬を開発した。これについて、もう少し詳しく説明になっておるのですか。

○國務大臣(内田常雄君) どうも私は、その辺のことになりますと、私の専門領域じゃございませんので、よろしければ政府委員から答えさせましょうか。それとも、社会労働委員会などで、さうお尋ねいただければ非常にありがたいと思います。

○大橋和孝君 この薬は、イタライタイ病患者のいま申しましたカドミウムを体外に除去するためには効力があるという薬だと言われております。ところが、これはまだ開発の途上で、初めてであります。まだ人体実験が行なわれていない。動物実験では、その効果が十分あると言っているわけであります。ですから、こういうものを動物実験なり——日本では、かなり医学、薬学が進んでいるわけでありますから、早く取り入れて、これを検査して、どれくらい飲まんならば、飲ませてお前と、飲ましている間と、飲んだあとに対しても、尿の中にどれくらいカドミウムが排せつされてしまうか。これを検査するのには、先ほど申しました

査機械が必要なんです。そうすると、これは十人なり三十人、動物なら十体なり二十体なりを検査をして、前と飲ませる間と飲ました後とに分けてまいりますと、相当の回数の分析をしなければならぬ、こういうようなことを考えてみますと、金もかかるし、なかなかそれが実行できないという状態であるわけでありますから、特にこういう問題に対して、ひとつ取り組んで、あれほど困つて、がたがたと体も縮んでいくような病人が現在あるわけでありますから、できるだけそういうものを早く開発をしてもらつて、そしてそういうものに對して報いるような方法をすべきではないか、私はいつもそういうように思つていらっかであります。大臣は、やはり、いまの答弁の中で、それはやりたいというお気持ちでありますから、どうかひとつ、それらに対しても研究費を十分に持つていただきたい。そういうことから言いまとひであります。大臣は、やはり、この答弁の中でも、そういうところにまで渡るところの増額をしなければならぬと思うのであります。だから、そういう意味において、私は、ひとつ大蔵大臣に、この段階において——またあとからもちょっとお伺いしますけれども、この段階においても、こういうものに對しては惜しみなく予算をつけてもらうと、ということを、ひとつ決意のほどを示してもらわないと、いま病室で呻吟しておるこの患者あたりは非常に不安な気持ちを持つておるわけでありますから、もうそういうものに對してはどんどんと開發をしようという意氣を示していただきたいと思うのであります。

三百円ということありますね。こういうことを考えてみますと、非常に私はいま微々たるものだと思ふのでですからして、こういう形の公害問題に對する取り組み方、対策としては、私は、前の原爆被爆者の特別措置法なんかがつくられましたが、あのような考え方で、いわゆる費用におきましては、生活補償におきましても、この被害者に對しては特別な措置法をこしらえて私は完全に守る体制をつくっていただきたい、こういうふうに思ふわけであります。特にまた、低い人の所得制限なんかも、きびしくやることに対して非常に痛手をこうむっている人もあるわけでありますから、生活と、それからまた医療と、その両面を守ることのできるような特別措置法というものを考えるべきじゃないかと思うのですが、その点はどうですか。

○大橋和孝君 大臣のおっしゃるの、もつともでありますて、私もそのように考えるわけであります。が、公害は、言うまでもなく企業が無責任に有毒なものを流しておるのが原因だというのが大部分であろうと思うのであります。ですからして、公害病が発生した以上、あくまでもやつぱりましたたが、はつきりしないうちは、やつぱり國がそれを立てかえ払いでもいいから補償をしておいて、そして、原因がはつきりするに従つて企業がこれをやっていく、あるいはまた、複合公害あたりで、どうしてもはつきりしないものは、國がこれを持つ、という形に持つていかなければならぬだろうと思うのであります。が、それに対しましては、今まで、われわれ今までの状態を見てみますと、労災補償保険法というのがあるわけであります。が、あの制度が確立されておるわけであります。ですからして、やはり早く制度を打ち立てていただいて、そして早期にその原因のわかつたものは労災の補償のような形を取り入れてもいいぢやないかというふうに私は思うわけであります。特に、最近の、話が出ておりました監督官の問題なんかを見てみますと、労働省の監督官は司法権を持ちながら企業の中に立ち入りができるわけでありますから、こういう問題に対してもどういう

ふうに考えておられるのか、どうしたらいいのか、というようなことなんかも、ひとつ労働省のほうからも、労働大臣も……。労災の監督官が司法権を持つて企業に立ち入って、そしていろいろな監督ができる、こういうようないままでの制度、いままでは、わずか千五百人ですか、くらいしかいないようあります。が、そんなことであつたら、とてもできないわけがありますが、それをどういうふうにしていつたらいが、そのところの間から何か新しい一つの方向が見出せるのではありませんかと私は思うのであります。が、大臣の意見をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○國務大臣(野原正勝君) 労働基準監督官を活用いたしまして公害対策に取り組ませると非常に効果があると思います。ことしの九月に、公害の発生源になつておりますような工場、事業場等を全国で一万三千六百六十五件というものを総点検をいたしました。これには約、基準監督官二千名を勤員いたしましてやつたわけですが、その結果、どうもあまりかんばしくないというような成績のものが約千九百件ございました。これに対しましては直ちに改善の勧告をし、あるいは改善命令を発するといふうなことでやつておるわけでございますが、公害問題が非常にやかましくなつてまいりまして、このことに对しましては今までの労働基準監督官の使命を公害対策と適応させまして、これに一つの権能を与えまして、公害対策と取り組ませるということが必要であると考えまして、明年度の予算には相当数の用意をいたしました。大幅増員を要求いたしまして、公害対策に協力するという態勢で進みたいと考えております。

して、何%の間にその変化があつたというような報告も聞いておるわけであります。それはそれでいたしまして、私はこの将来の問題ですね、今までの公害国会の中でも、監視官の問題もありました。が、そういう問題の中で、やはり私はこの労働行政を深めていくのか、あるいはまたそういうふうな問題を考えながら非常に企業といふものの中に入ってほんとうに歯どめをしていかなきゃ私はできないと思ひますので、そういう点であなたのはうの今後の考え方の方向を、これをちょっと聞いておきたいわけであります。

ない、おそらく私はこの中では、無過失とかある
いはまたその挙証する責任が云々と言われて、
なかなかそれが十分な補償にまでいかれないいま
までの経過、今度の公害国会において対象となっ
ているようなこの問題が解決されていないために
このような状態が起って、あの一株運動で非常
な大きなセンセーションを巻き起こしたという状
態であります。こういう問題をかまえられまし
て、大臣としては公害担当大臣として、一体今度
の問題で今まで論議をされている中で、私はほ
んとうにもつとこういう患者が納得できるような
今度こそ抜本的な公害法案を出してもららるべきだ

○大橋和孝君　いまのお話を聞いておりますと
精力的にこれから考えるということであつて、私は
はいまのこの十四本の体系では、おそらくこれが不
足しない、困っている人たちをしてもらえるとい
う感じを受けないんじやないか、私はそういうふ
うに思うわけです。一番私はきょうのお話の中心
はですね……。

○委員長(占部秀男君)　速記ちょっとととめてくだ
さい。

〔速記中止〕

○委員長(占部秀男君)　じゃ速記をつけてください。

して、何名の間にその変化があつたというような報告も聞いておるわけですが、それはそれでいたしまして、私はこの将来の問題ですね、今度の公害国会の中で、監視官の問題もありました。が、そういう問題の中で、やはり私はこの労働行政を深めていくのか、あるいはまたそういうふうな問題を考えながら非常に企業というものの中に入つてほんとうに歯どめをしていかなきゃ私はできないと思いますので、そういう点であなたのはうの今後の考え方の方向を、これをちょっと聞いておきたいわけあります。

○國務大臣(野原正勝君) 御指摘のとおり、これからは全企業が公害源を断ち切るというか、そのための対策、それには労働基準監督官の職務を大きくそのほうにも活用いたしまして、公害源の対策を講じていくことは当然必要ではござります。そういう観点から基準監督官を勤員いたしまして、そのほうの仕事も十分にやらしていただきたいと考えております。

○大橋和幸君 山中長官来られたようですから、私が山中長官にちょっと聞きたい点を一、二お尋ねしたいと思います。

で、先ほどからもちょっとと申し上げておりますが、たとえば水俣病で審査会を通りまして発表せられた患者が百二十名もおつて、しかもその中で四十六名も死んでおると、いまの生存者も、何と申しますか、精神的にもあるいはいろんな破壊をされて、そしてほとんど生きしがばねのようない状態である、こういう状態は御存じだと思うんであります。また、イタイイタイ病にいたしましてもそのとおりでありまして、非常に死者も六十九名も出ておりますし、いまの生存者も非常に残酷な状態でいまおるわけであります。四日市ぜんそくなんかを申しましても同じこと、やはり死者はことしだけでも十名ぐらいある、また患者にいたしましては五、六百名もいるというふうなことが報告されているわけでありますが、こういう状態の中で、私は非常にこの水俣病でも、あのよくな悲惨な状態、あるいはまた補償の点が十分でない、おそらく私はこの中では、無過失とかあるいはまたその举証する責任が云々と言われて、このような状態が起つて、あの一株運動で非常までの経過、今度の公害国会において対象となることがあります。こういう問題をかまえられまして、大臣としては公害担当大臣として、「一体今度の問題で今まで論議をされている中で、私はほんとうにもっとこういう患者が納得できるようないふうにお考えでございますか。

○國務大臣(山中貞則君) 満足な措置がとれる、こういいうふうには考えておりません。これは実際上法廷に持ち込まれて争われておる頗著なケースの例でもございますので、心情的には私も非常にお気の毒であり、また、企業者の側にもモラルの欠除しておるのではないかと見られる点を散見いたします。ささらに厚生省でございますが、公害にかかる健康被害等の法律等も発足を見ておりますの法案に基づいて中央公害審査委員会も発足いたしました。さらには、先国会で通過いたしました公害紛争処理ながら、先国会で通過いたしました公害紛争処理の検討、さらに一步進んで別な形としては、特定な有害物質というものをとらえて、それを各規制法を横断した形において举証責任の転換もしくは無過失法令の中において举証責任の転換もしくは無過失で、これらの問題にさらに補完して、基本的には賠償責任というようなものが明記できるかどうか、先ほど他の委員に御答弁申し上げました各種取締合には举証責任の転換は企業側にあるいうような法制度ができるかどうか、これらは精力的に検討してまいりたいと思います。

この疾病が増強するばかりでありますからして、こういう問題をひとつ徹底的に早く取り上げる必要があるんではないか、こういうふうに私は考えらるわけであります。その意味において、これらの治療においては、非常にいろんな検査も併用しなければならないし、あるいはまた免疫抑制、あるいはまたそういう薬剤をも使わなきゃならぬ。これは、また副作用が多いわけでありますから、これに伴ういろんな検査をしなければならぬ、こ^ういう問題も起つておるわけであります、ま^た、ペーキンソン氏病なんかに至つては、エルドバ^{という}ような注射薬ができるておりますが、これは^は健康保険の適用になつていません。しかも、これは非常に高価な薬なんでありますね。こううことを考えますと、非常に大事な問題点が出てくるんぢやないかと思います。特にまた小児ガンなんかでは、きのうもだいぶ質問があつて、非常に前向きな答弁をなさいまして、私は非常に感激をしておるわけであります、この中におきましても、この硫酸のビンクリスチンなんという注射薬は、これは六千何百円もする薬があるわけであります。ベーチェットにいたしましても、ヒスタグロビンなんかも千八百円ぐらいするはずであります。こういうような、非常に高いけれども効果が著明であるという薬があつて、なかなかこれを使うのには、患者としては非常にむずかしいといふ状態にあるわけであります。こういうようなことを考えますと、なかなかこれは放置しておいてはたいへんだ。いつ、あすはわが身に降りかかるつくる難病ではないか、こういうようなことを考えてみますと、私は、いろいろ国庫負担の医療とする、公害病に対する医療負担というものは国庫でやるという、あすはわが身に降りかかるつくる難病ではないかと思ふんですね。いろんなことを、公害病とひつくるめて考えてみますと、思いつ切りこういうことをやつてももらわなければなる問題じやないかと思うんですね。いろんなことを、公害病とひつくるめて考えてみますと、思つて、もつと技術開発のために、もつともつと研究に対してお金を出していただかなきゃならぬ。特

に私はお金の出る分を調べてみました。なかなか外國に比べますと、日本では非常にそういう研究が対しましても、非常に企業に対して出される分が多くて、そして大学とかあるいはまた公的な研究機関に出す分が非常に少ない。もし必要なら、私はテストの表を持っておりますけれども、そういうようなことを考えてみると、こちらのところに費用負担を大きくいたされたことが非常に私は大事じゃないかと思いますので、この点ひとつ大臣からのお答えを聞いておきたいと思います。

○國務大臣（内田常雄君）お話がございましたように、かつて人類が気づかなかつたような新しい病気が、文明の高度化とも関連したり、また医療科学の進歩とも関連してあらわれてくるようになつてしまつてきておりますわけでございます。これらに対しましては、私どもは、まず第一に、とにかくそういう病気の実体をきわめると申しますが、診断すること。次には治療というようなことじまして厚生省だけが研究するのではなくて、各方面的専門の方々にお集まりをいただきまして、そのために、これはまあ十分ではございませんけれども、できる限り研究費をそういう方面に投じまして厚生省だけが研究するのではなくて、チーム、研究班のようなものを編成をいたしまして、そして診断基準、あるいは治療の方法について説明いたしておりますこと、たとえばスモン病などがありますとか、ペーチェットでありますとか、カシンベックとか、そういうものについても進めつつありますこと、御承知のとおりでございます。そればかりでなしに、おあげになりましたようないろいろの、私自身が聞いてみましても、私には理解できないようななたくさんの病気をおあげにならましたが、そういうものもあるし、また昔から確立されていないといふようなことにつきましてある病気でガンのように、毎年お医者さん方の頭数と同じぐらい十一万人の人がガンでは死ぬわけであります、それに対しましても治療法がまだ確立されていないといふようなことがありますけれども、これはも組織的にそれらの治療、入院あるいはまた研究はむろんのこと、それらの研究や治療に

従事する人的資源の養成などいうようなこともやらなければならないということで、ガンなどにつきましては一番先に取り上げられていることは御承知のとおりでありますので、その他の難病につきニックや病院と競争するばかりではなしに、そういうものを国公立の病院に取り組ましていくべきではないかということを省内でも私は申しておるところであります。

また、最後に御指摘がございました新しい薬の開発などにつきましても、それがきくかきかないかわからないという段階では、この保険において用いられる薬価基準に取り上げることはおそらくむずかしいと思いますが、ある程度それの有効性が確立されました場合には、薬価基準に取り上げて、どんな高価な薬でもやはり医療保険の恩典の対象にしていく、こういう態度をとりたいと思います。あるいはブレオマイシンと申しますか、そういうような薬をはじめ、似たようなものにつきましても、本年からは薬価基準に取り上げましたことをごらんいただきましても御理解いただけると思いますので、そういう前向きの姿勢はとりたいと思います。

しかし、そういうものをどんどん薬価基準に取り入れまして、そして保険医療が高度化する、水準が上がることはけつこうでありますから、その反面、御承知のとおりたいへんな赤字も来たしております。これらの措置をどうするかという問題もあわせて私どもは悩んでいるところでありますから、も付言をいたしますが、それはそれとして、私は大橋先生の御指摘なさるようなことは、同時に厚生省が悩んだり、努力をしなければならない目的事項であると考えるものでございます。

○大橋和孝君 もう一問で、あととの問題はちょっと長官がおられないといけないので残したいと思います。

一問としましては、厚生大臣にもう一つ聞きました

そう言われておりますが、そのために水俣市では、市立病院の中に湯之児分院といつて、リハビリテーションの病院ができております。これはほんのかほうの病気に対しましても、非常にこのリハビリテーションの問題が必要になつてくるわけでありますし、患者の要望もたくさんあると思うんですが、特にこの水俣病にしましてもイタリア病にしましても、一生もとに戻らないような患者、これはやっぱり私はリハビリテーションとともにコロニーをこしらえて、そして回復訓練あるいはいろんなことをやりながら、やはり一生生活を見てもうよくなコロニー建設までいかなきやいかぬだろうと思ひます。これはやっぱり公害病として最後の最後まで見届けるという意味から私はぜひ必要なことだらうと思うんでござりますが、この際にひとつそういうことを厚生大臣としては決意をしておいていただきたいと思うんですが、その点いかがですか。

そういうものの設立を実は地元の県、市とも御相談を申し上げておるところでございまして、そういうものができる段階におきましては、私ども国からもできる限りの協力、助成はしたいと思つております。私自身が実は佐良直美さんのチャリティーショーに行つてきましたので、そしてお金をいただいて、その子供たちのソーリハビリテーション施設に寄付をさせていただいたというようなことをやりましたので、私は湯之鬼分院の記憶をなまなましく持つておるものでございます。

○委員長(占部秀男君) 竹田現照君
○竹田現照君 私は主として本質行政、水質汚濁防止に関する問題にしぼつてお尋ねをいたしました。水質汚濁の問題は、二十一世紀における人類の生存をかけてその対策を検討しなければならない状態にきているということを言われておりますが、今回の法律提案にあたって、経企庁長官は衆議院で、わが国の水質汚濁対策のおくれを取り戻すためにこの新法をつくって提案をしたのだ、そういうお答えであります。しかし、私は今回出されたこの法案は、多少の前進はあるとしても、従来の水質二法を一本化しただけで、新しいビジョンというものをあまり感することができません。そういう意味で経企庁長官の御所見をまず最初にお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(佐藤一郎君) このたびの制度の改正というものは、従来のこの方面的制度に比べますれば、やはり基本的な改革であろうと私は思っております。もちろんこの制度の改正だけですべてではございません。御存じのように、この水質汚濁防止法案は、水質基準を設けましてそれの取り締まりを行なう、水質規制、水質取り締まり、こういう観点からの立法でございますから、この法律ができたからといい、あるいはこの法律がいかに完備いたしましても、他の施策がこれに伴わなければならぬわけでございます。それは必ずしも制

度的な問題というよりも、これから並行して行なわれる各種の政策、環境汚染全体に対する施策が伴う、こういう必要は私ももちろん認めておるわけあります。しかし、水質規制のメカニズムといたしましては、もうすでに説明するまでもなく、御存じのように、国の仕事を地方に移した問題、あるいはまた指定水域制度というものを改正して全国に広げた問題、あるいはまた、従来、製造業を中心限つておりましたものを全業種を対象にするようになりました問題、あるいはまた、従来は改善命令等だけでありましたが、このたびは直罰主義をとりました等々、この水質汚濁防止の直接の制度的内容は著しく前進した、こう考えております。

○竹田現照君 公害行政、あるいはまた水質行政で問題点として指摘できるものに、環境の保全という意味を一般人の生活の視点から解明をする必要が私はあると思います。そういう意味で、水質汚濁による環境の破壊が生活にとって持つ影響といふものをよく究明をして、生活環境を悪化させないために、どの段階かでは生産の発展も阻止しなければならないということも、そういう場合も検討する必要が出てくるのではないかと思うのです。そういう意味で、市民の生活権ともいべき新しい概念の上に立つて水質汚濁の問題に取り組み、法の体系もそういう形でつくり上げていく必要があるんではないか、私はそう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(佐藤一郎君) まあいわゆる公害問題と称せられるものは、わが国においては環境汚染ということを中心とらえられておりますし、国によつていろいろと観念が違いますが、われわれももちろん竹田さんの御指摘のようにならに進んで、よく言われますような自然との調節の回復の問題であるとか、いろいろの問題がござります。これはわれわれとしても当然今後この方面にも注

○竹田現照君 この現在の水質保全法が、汚染し、または汚染をしようとする公共用水域を、要するに、これ以上よごさせないとするための消極的ないわばうしろ向きの方法で考えられてゐる立法だと私は思いますが、これを立場をかえて、新しい角度でこの問題に取り組むという意味で、私はこの二法を合併をして、二つ合わせて法律を変えられた、そういうふうに理解をいたしますが、もしさういう理解に立つならば、この水質行政といふものは汚染を防ぐばかりということではなくて、そればかりが目的ではなくて、積極的に公共用水域を利用して、都市計画であるとか、あるいは地域開発計画とか、そういう形で新法というものが運用されるものかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

ては既成の法律体制のもとにおいて、いわゆる公共投資ができるだけ推進して、そうして、いわゆる改善をはかっていく、これについては、別途、予算その他において十分これが並行的に推進されなければならない、こういうふうに考えてあります。

○竹田現照君 この水質保全法に盛られました現行の産業の総合調和に寄与するということは、基本法の経済発展の調和条項が削除されるに伴いまして、この法律も削除されましたけれども、私はこの水質関係の法律を、大気汚染にしてもそうであります。ですが、政省令に委任をされておる事項が非常に多いわけであります。したがって、この政省令に委任をされた事項の実際的運用によつては、調和条項というものを削除したけれども、実体は一つも変わらないで、依然としてその思想といふものは受け継がれていく危険性といふものが多分にあるというふうに感じています。そこでこの条項を削除することによって、従来と異なった環境基準なりあるいは環境水質基準なりの改定といふものが当然行なわれるものと考えますけれども、それでよろしくうございりますか。

くということ等も含めて、やはりある程度の長期見通しでやることが至当である、こういうような考え方でございます。

なお、財源につきましては、これはいま問題になつておりますのは国庫負担の対象の範囲をまず広げるということございます。何よりも現在一部では国庫の補助率を上げるという議論もありますが、現在われわれが関係市町村長、都道府県知事に会つてみると、ます何よりも事業量を多くさせてくれ、それから、それに対する国庫補助対象の範囲を広げてほしいということが第一点です。その次には起債のワクを広げてほしいということです。そうしてその次に出てくる問題は、今度の汚濁防止のいろいろの立法の裏づけとして原因者負担の原則が今度出てまいります。そこで、これは使用料も取ることができると、さらには除去の命令も出すことができる。その上に今度は悪質の水を出す者、それから量を非常に多く出す者を前向きに研究しなければならない。これは建設省だけでできまぜんので、自治省並びに大蔵省とも検討いたしまして、総合的に下水道事業が飛躍的に実行できるような体制をつくるべきだと思って、いま以下関係当局と連絡でございます。

○國務大臣(福田赳氏君)　ただいま建設大臣から詳細にお答えがあつたとおりでございます。竹田さん心配のように、下水道は非常に立ちあくれておる。まあ、ほかの先進国と比べまして数十年の立ちあくれじやないかと思います。戦前の日本が生活環境、つまり公共土木、社会資本という方面に手を抜いたといつたたりが今日きておる。いまうものから見ましても、アメリカに次いで世界第二の額を投しております。そのG.N.P.の中における比率だとか、あるいは財政の中におけるウ

エート、そういう見地から見ると、これは飛び抜けてわが日本が世界一の努力を払つておるわけな

んであります。その中でも下水道のおくれ、これは特に努力をいたしております。ことしの予算でも、一般の予算は、御承知のように、一七%何がしの増加ですが、下水道予算だけは二七%もふやすと、いうような措置をとつておりますが、これはたいへんにおくれがひどいものでありますから、これは建設大臣からお話をありましたように、あらゆる努力を傾けましてそのおくれを取り戻すと、ために最善の努力を尽くします。

○竹田現照君　使用料あるいは下水道利用債の問題についてお尋ねをしようと思つておりました先にお答えがありましたが、それは省略しますが、それじゃ端的に、先ほど建設大臣いろいろとお答えがありましたからお伺いたしますが、いま問題になつておる隅田川の汚濁なんというのは、一年体何年かかからず期待をされるようになりますか。二十五水域、五年間で達成するという中に入ると考えてよろしいのですか、簡単にお答え願いたい。

○國務大臣(根本龍太郎君)　お答え申し上げます。端的に申し上げまして、十年かかると思っております、残念ながら。というのは、これは水質基準を設けましても、ずっと上流から広域下水道を完備しなければ困難でございます。これには、少なくとも広域下水道のために一千億かかるのであります。多摩川水系、隅田川水系、あそこをずっとやりますと。ところが、御承知のように、大阪方面では、すでに広域下水道が発足してから五、六年になります。東京都はまだそこまでいっていないのです。しかも、その周辺には汚染源が全く累積し

らぬと思っておる次第でございます。

○竹田現照君

この問題、これでとめますが、私は、特に政省令の問題でこだわっているのは、た

とえ下水道法による三十四条の補助金等のもの

年も前にナポレオン三世のときにして、たいへんりっぱなものだそうですが、これがいま世界第二だとなんとかといって経済成長を誇つておる日本で、百十年たつて今日できないなんど、それは大体おかしいわけですから、問題は政府の姿勢にかかつておると思いますが、その意味でひとしつかりやついただきたいと思いますが、そこで、水質汚濁でいまも下水道の問題について私がいろいろと質問をしておるような現状の所期の目的が工場排水その他といもの規制ばかりをしたところで、こういう都市排水等の問題で具体的な効果というものはあげることが期待できないんじゃないでしょうか。そうすると、その面においては、いろいろと経過措置その他が政令その他においていたくなつてしまつて、そういうことになれば、私は公害国会と言われるこの国会にこの法律を出した意味といふものは、一体どこにあるのかわからなくなつてしまつて、そう思いますが、これは提出をされた経企庁長官にその点の見解をひとつお伺いしておきます。

○國務大臣(根本龍太郎君)　私から……。御承知のように、いま水質に関するところの下水道には三つの系統がござります。いわゆる都市下水道、これは終末処理を持つていて、いわば污水をそのまま排水基準を設けましておるという状況であります。それで、しかも、その周辺には汚染源が全く累積したことによつて処置ができる。ただし、いままでのところは、すでに広域下水道が発足してから五、六年になります。東京都はまだそこまでいっていないのです。しかも、その周辺には汚染源が全く累積し

ておるという状況であります。そうして一面おいて、もう数十年の長さにわたりまして汚泥がずっと堆積しております。したがつて、これを運ぶと、これが非常に手間がかかるのであります。それで、簡単にやれるということ、これはたいへん

でございます。しかし、これはぜひやらなければならぬと思つておる次第であります。

○國務大臣(佐藤一郎君)

この問題、これでとめますが、私は、特に政省令の問題でこだわっているのは、たとえ下水道法による三十四条の補助金等のもの

も政令にゆだねられていましたけれども、いろいろと理屈は言いますが、その政令は十年たつてなつかつておらないんですね。現行の下水道法のことほどさように政令委任はさばらたらいつまでもたつても出ないわけですから、そういう意味でこの政省令も、先ほどの加瀬質問にもありましたけれども、法律が具体的に動き出すために早急に出来せる姿勢というものをとつていただきたい、そういう思ひます。

○國務大臣(佐藤一郎君)

この問題、これでとめますが、私は、特に政省令の問題でこだわっているのは、たとえ下水道法による三十四条の補助金等のもの

から排出されますところの温排水がかなりの温度になりましたときには、やはり公共水域に相当の影響を及ぼすであろうというふうに見られており

ます。現実にはノリの収穫に影響いたしましたり、あるいはそこに住む、生息しておるところの魚類等にも影響があると言われておりますが、率直に

言いまして、まだこれらの関係の具体的な因果関係についての科学的解明が十分でございません。そこで、われわれとしてはできるだけこれを急ぎ、そうしてできるだけみやかな機会のうちにこれらの中の基準の設定ができますように、できるだけ前に向けて検討を急ぎたい、これが現状でございます。

それから、さつき実は答弁せよと申されて、

私、お答えする機会がなかったので、申し上げますが、もちろん今回の法律だけで水がすっかりきれいになるというたぐいのものではございません。工場排水を中心とするところの水質規制の法律であるという、あくまでこの法律には制限、限りがありますから、ほかの制度、たとえばいまの下水の問題、あるいはその他のあらゆる方策をあわせ推進していく、こういうことによつてこの問題の解決をはかる。しかし、この方面的の制度の前進で相当今後汚染される程度のものをできるだけ予防するという力は大きいに出てきたのではないか、こういうことです。

私が取り違えたと思う点がありますので補足しておきますが、先ほど政令が非常に多いから、従来の維持ができるか、こういうような御質問があつたように思われたんです。私は排水基準の問題としてお答えしましたが、何か環境基準のお話をなさったそうです。この環境基準は、御存じのようになりますが、御存じのように今年の四月につくつたばかりです。これは最近における公害問題の経緯もあわせ、最近のデータによってつくっております。ですから、法律がすぐ施行されたからすぐ変えるということではなくして、実情に応じて地方知事の意見等もあるでしょうが、今後の実情を見て考えていただきたい、いま一律に直ちに改正する、こういう問題ではない、こういうことでござります。

○竹田現照君 その点は委員会でまたいろいろとお尋ねします。

そこで通産大臣にお伺いいたします。いまの発電所の温排水について、排出基準を守るようにな

あるいは上乗せをすると、いたような要請がある場合は、いかなる具体的な判断基準でこの要請を受け入れて、電力会社に改善命令を出されたり、あるいはまた反対に、要請は受け入れることができないといって拒絶されるのか。通産大臣の拒絶のいかんによっては、温排水に関する基準といふものは事実上有名無実となつて、水温も規制の対象にするという法律はいわゆるざる法になつてしまふ懸念がありますけれども、この点はいかがですか。

時間がありませんから、統一でもう一つお尋ねしますが、発電所の温排水は、温度というのは北海道の稚内も鹿児島も変わりないわけですね。問題はそれを流されるところによつて、影響が違うわけであります。たとえば北海道においてサケ・マスが遡上する期間に温水によつて遡上適温といふものが変化を生じたり、あるいは排出によつて潮流が変わつたりするようなこと、それに伴つて遡上ができなくなつたり、迂回路が変わつたりして、そのために漁民に対する損害というものが非常に大きくなる。そういうような場合が当然に生じてまいりますし、このことが、いま原子力発電の設置などをめぐつて、トラブルが解決をしない理由でもあるわけですね。したがつて、こういうことについて、通産省はどういう行政指導をなさるお考えがあるのか、この点をひとつはつきりお答えをいただきたいと思います。この点がはつきりしなければ、漁民は結果的に自衛上発電所の設置に反対する、あるいは非常にきびしい公害防止協定というものを電力会社に求める、そういうようなことになると思いますけれども、通産大臣の見解をひとつはつきりお答えをいただきまして、私の質問を終わらたいと思います。

○國務大臣(官澤喜一君) 実際問題といたしまして、一番問題になるのはノリでございまして、その他の魚介類に対する温水の影響というものは、必ずしもプラス、マイナスはつきりしていない、まだ学問的にも究明されていないようであります。ノリについては確かに問題がしばしば出ます

の前に地方団体が、港湾との関係の場合もござりますが、漁業権を買取るとかあるいは補償をするということが先行いたしまして、そういう形で現在大体行なわれておるわけでございます。それで、今後漁水——大体五度から八度くらいの温度差があるかと思いますけれども、規制をするということになりましたら、やはり排水口の取りつけをしなければなりませんし、場合によりましては設備の改善もいたさなければならぬことになるかと思いますが、実際問題といたしましては、立地前に漁業権との関係の解決をつけまして、トラブルが起らないようにしていくというのが、今までのやり方でございますし、これからもそうしなければならないであろうと思っております。

拔本的に今後は絶対にこの公害が起らなくなる、そういうふうなたで今までひとつここで大きく取り組んでもらいたい。そういう観点から、私は次に五つの問題を提起してみたいと思うのです。

それでは、その第一番といたしましては、あらゆる公害の起り得ることを想定をして、そして、これに対してもひとつ厚生省から言っておられるように、模型的なものをこしらえる。そうしてそこには亜硫酸ガスなら亜硫酸ガス、あるいはまたそのほか空気汚染のいろいろなもの、あるいはまた水質汚染、あるいはまたその他、いろいろ考えられるものの模型のものをこしらえていく、りっぱな。そこには植物なりあるいはまたこん虫なり動物なり、それに対応する非常に匹敵して反応敏感なものを集めて、そしてそこでその実験をする。実験の場所は非常にりっぱなものをこしらえてみる。そして各いままでほかの地区で起つて、そういういろいろな条件をそこでつくって、しかもそうした動物実験をして、しかもこういうものは漫性的に来るものでありますから、相当長い経過で見ていくといつもシステムをつくつてもららう。

それからもう一つ考えられることは、マイナスの計量であります。たとえば、いろいろなことが起こり得る災害で、マイナスがどれだけ出てきただ。たとえば生産がこう上がっていきますけれども、そのために何ぼのマイナスができるとうふうなことを考えて、その計量をすることのできるようなセンターというものをひとつ考えてもらつたらね、それで初めてその企業の中でこれは公害を出すためにこれだけのマイナスを国民あるいはまた周囲に投げかけておるのだと、そのマイナスを取り返すためには何ぼのそこのところに施策を入れて、経済成長の中ではこれだけを見なければならぬというのが計算できるわけだと思ひます。いわゆるマイナスの計量をする、その計算センターをつくる。これが第一点で

あります。

第三点は、私は、植生圖をつくつてもらいたい、考えてもらいたし。日本全国ずっとと回りまして、やはり動物は公害が起きたら逃げられるわけでありますけれども、植物はそこに生えたままであります。また公害の起こりやすいような植物、被害を受けやすい植物もあるわけでありますから、そういうのをまんべんに日本列島の中にその植生圖といふものをつくりてみて、どういう公害が起きたらどういう変化が起きたということで、日本全体を見回すならばどこに公害が起きてきたということが早く察知ができる、こういうふうなものも私はひとつ考えてもらつたらどうだろうか、こういうふうに思うわけであります。

それから同時にまた、いろいろな研究所があるわけであります。こういうものもひとつ十分にフルに使つていただきて、その地域のいわゆる公害のあり方、公害の状況といちものをいろいろ計数的に調べてもらつて、こういうものを中央に集める。特にまたそれに対しましては地方自治体でいろいろ創意くふうをして、そうしてその都道府県でデータを考へてもらう。こういうものが、あるいはまた研究をしてその技術なりあるいはまたその公害なりの問題を研究してもらう。こういふものをひとつ集めてみる。これが第四であります。

第五には、私は先ほどちょっと労働大臣にも話をしたわけですが、いわゆる労働省が労働衛生、安全衛生の研究所、産業医学研究所、こういうようなものを計画しておられるわけでありますから、こういうところでひとつとその努力をしてもらつて、そうしてこれらの研究所にお金を出づんとつけてそして研究もしてもらう。同時にまた、立ち入り検査の能力もあるわけでありますから、どんどんとやはり企業へ入つて、そうしていろいろなそのデータをつかまえてそれを中央に集める。こういうようなふうなひとつ労働衛生あるいはまた安全衛生の面からこうしたチェックを一

らいいのところでそのチェックポイントをつくらなければ、私はその書ができてしまつてからではとてもだめだと思うのですが、こういう構成についてひとつ考えていただきたいと思うのですが、各責任の大臣のほうで御答弁を願いたい。特に私は今後のことを考えてみますと、いわゆる物質と生命と生物との間のいまの非常なみぞは、私はこの高分子化学、いろいろな方面から、いまの技術革新のために生まれていくわけでありますから、いまの想像できないような公害はこれで起ころうとしているわけであるし、特に私は生物の生態の中におけるいろいろな変化を及ぼすものがきてくる。に遺伝分子とか遺伝因子の中にもものができてくると思うわけでありますから、またそのほか、あるいは食品の公害、あるいはまた食品をつくるところの過程においてもいろいろな物質ができる、それが公害となつてあらわれてくる。いろいろなことが考えられますので、こういう意味についてひとつ前向きの姿勢でこれを取り入れてもらいたい。總理大臣のほうから、あるいはまたいろいろな各大臣の御意見を聞いておきたいと思います。

○國務大臣(山中貞助君) 対策本部設立以来
係閣僚協力を精力的に聞いて問題点を詰めてい
たのであります、その中で、ただいまの御提問
になりました植生図までは及んでおりませんが、
問題点のあることは私もは率直に認めまして、
すなわち、中央の各省庁がそれぞれ持つておらず
す試験研究機関、あるいは民間も含めた有能な方
るいは有益な研究成果等が、なかなか國の、政府
一元化された形で循環していない。したがつて
民間にも開放応用されるべき研究の成果がこれれば
享受されていない。ここれらの点を反省いたしま
で、さしあたり決定いたしました内容はデータ
バンクを設置しよう、こういうことまできておら
ります。その後総理から、ただいまのようなことと
お考えになりまして、ただデータバンクだけで
いだろか、やはり研究そのものも統合して、

とえば国立公害研究所所長の御指示をいたしましたので、私の手元で検討をいたしました。單に陸上ばかりではなくて、先ほど竹田君でありますがあげられました温熱排水等の問題、あるいは今までの水質汚濁関係で考えられていましたが、ただいまのお話の点は、いずれもごともあります。ことに植生図等については、單に陸上ばかりではなくて、先ほど竹田君でありますたかあげられました温熱排水等の問題、あるいはから私たちは十分に研究の成果を積んでいかなければならぬと考えるわけでございます。これらのこと踏まえて、総理においては昨日衆議院で産業公害特別委員会において、来年度予算で調査費を計上してみようという御答弁をされたようではあります。なお、これらの問題については最終的に来年度予算でどう取り扱うか、機構はどのようにすべきか、アメリカの環境保護局や、あるいはスエーデンの環境保護省等をよく見ながら、日本においてせめて研究機関はどのようにあるべきかという問題も煮詰めてまいりたいと思います。

うなことをいたすべきこと、それから第三番目に
は、いま御指摘がございましたように、各方面的
大学あるいは地方の衛生研究所等におきましても
それその研究がされておるわけでありますか
ら、それをばらばらにしたままにしないで、やは
り総合集約するという体制、また資料を整えると
いう、いま山中大臣が言われたデータバンクとい
いますか、データセンターといいますか、少なく
ともそういうものは最も早くつくつていこうと、
こういうことでございます。マイナスの計量につ
きましては、これは経済企画庁のほうから話して
いただかがよろしいかと思います。

○国務大臣(佐藤一郎君) 思わず飛び火してまい
りましたが、この経済指標全体について私たち、
御存じのように検討をしております。今まで
のG.N.Pだけの指標というものでいいかどうか
と、こういうことについて、経済審議会を中心にして
委員会等を設けていま検討しております。それ
の試案等もありますが、率直に言いましてなかなか
か技術的な困難がございます。これをG.N.Pから
のマイナス項目、控除項目としたほうがいいか、こ
全然別の生活指標項目を立てたほうがいいか、こ
れらは十分研究を進めたいと、こう思つていま
す。

した——いまの話も結局私は、この公害の問題を患者の側から見て、あるいは国民の側から見ますときに、よほどそこにチェックをするものと積極的に進めていただかないと、ついつい私は同じような被害者をつくることになると思うのであります。特に先ほども厚生大臣にもお願ひをいたしましたように、どうぞひとつこの、何と申しますか、原爆の被爆者対策以上に、この被害者に対しても完全に報いるとともに、これが絶対に起こらえない方法という、その方法のチェックのためには、いまのような状態で、いまの議論をずっと詰めてもうこれで安心だと、次にこういう患者はでき

ないという安心感を持つまでにいってないと思
う。それが率直な国民の受け取り方だと私は感じて
いるわけです。そういう観点から申しますと、どう
うかひとつこのことが繰り返さないようなチエッ
クボイント、先ほど言ったようなことは各大臣の
ほうにもいろいろ関係があるわけでありますから
ら、各主務大臣の中でこれをしっかりとめて、
いま言うたような全日本列島にわたってのチエッ
クボイントを考えてもらわない限りこれはできな
いと思うわけでありますから、これについてのひ
とつ十分な配慮をしていただきたいと、こう思
わけであります。

に、生命を一番大事にすることが政治の根幹であると私は考えますので、そういう意味で、医学も予防であればまた私は政治も予防の方向に向くべきだという観点で、どうかひとつこの公害問題に対するは、少なくとも発生をしないチェックボイントを万全を期していくかと見えを示していただきたい。そういう意味におきまして、先ほどどちらのいろいろな問題は山中長官からも今後検討されると言われるわけでありますから、次国会に審査してもらいたいことを含めて重要な施策を打ち出してももらいたい。私が主張したいいろいろ今までの点はどうかこの次の国会で総理もひどい官、あるいはまた厚生大臣あたりは特に健康の保護の問題からあれがりますので、決意を聞いて私の質問を終わる予定であります。

○國務大臣（山中貞則君） 私たちは、公害国会銘打つて国会を開かざるを得ない環境に立ちましたことを非常に恥ずかしく思っております。しがつて、二度と私たちは公害国会を開いてはならないということをあります。そのためは、公害国会が終わって、そのあとはほかの予算の他の関連法案に質疑応答が起こるについも、重点が移っていくについても、私たちは息

く、そして根気よくこの問題については決して忘れない姿勢を持って進まなければならぬと思いまするので、今国会で十四の法案が成立させていただきました後もなお、今後必要な法案の整備、不備なところの補てんあるいは新しい態様に対応する姿勢等を打ち出すためには、絶対に政治がなまけることのないよう、国民のために私たちは義務を負っておるものと感じておる次第でございます。

○大橋和孝君 ちょっと時間あるから、もう一点だけ大蔵大臣にお伺いしておきたいと思います。先ほどから申しましたのは、厚生省から今度の予算請求がされておりますけれども、それはほんとうにわれわれいまの觀点から考えますと、とてもそれだけではできない、こういうふうに思いました。ですから今度の、来年度に向かっての予算の中では、私はいま申したような構想の中で思い切りのひとつ予算をつけてもらいたい、こう思いました。その予算の面に対する決意のほどをひとつ……。

○國務大臣(福田赳夫君) しばしば申し上げておりますように、四十六年度予算はこれは物価と公害、この二つを柱として編成をいたしたい、こういう考え方です。これは国の大なる費用でございまするから、みだりにというわけにはまいりません。しかし、必要なものはこれはもうどうしたつて公害、物価と、こういうふうに観念いたしておりますので、重点的に配慮してまいりたい、かように考えます。

○委員長(占部秀男君) 小平芳平君。

○小平芳平君 佐藤總理の公害に対する基本姿勢は、總理が公害対策は國民生活優先、あるいは福社なくして成長なし、こうした基本姿勢をしばしば述べられておりますが、ことばとしては私たちにも全く同感であります。ただ、具体的に總理がどうのような公害に対して取り組んでおられるか、この点について私はお尋ねをいたしたい。といいますのは、七月三十一日に公害対策本部がつくられ

された。それ以来五ヶ月近くになりますが、総理は実際に公害被害地のどこかをござらんになつたこととあるかどうか、あるいは直接被害者の方から実情をつぶさに聞かれたことがあるかどうか、その点を最初にお尋ねしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 特にこれという地域を視察したことはございません。しかし、東京に住んでおりますから、品川あるいは大井付近、これについては十分見ておりますし、また横浜に出かけるときにおきましても、川崎地帯については私は一通りは認識しておるつもりでございます。また、私自身その被害者から直接の話は聞いておりませんけれども、投書その他の形で私のところへそれぞれ実状を訴えておる、そういうものがござりますので、不十分ながら認識はしておるつもりでございます。

○小平芳平君 この公害国会と呼ばれるほどのこの国会を召集し、そしてまた十四にのぼる法案を提出された、その法案を作成する過程で、総理が一番取り入れるべき意見というものは、総理は一体だれと相談していたかということなんですね。ただ手紙等で、あるいは東京に住んでいるからとおっしゃるのですが、実際の、この公害対策といふものは、公害防止の主眼といふものは、そうしたたとえば現地へ行つたとしましても、会社のきれいごとを聞いたり、企業のきれいなところを見ていたり、そういうことでは公害対策の本質がぼけてしまう。やはり被災地、そしてまた被災者のほんとうの実情というものをつぶさに聞いた上でも総理がいまおっしゃるような御答弁では、私は、はなはだ満足しかねると思います。今後総理十四法案が出てくるのがほんとうであって、どうはどのような考え方いかれるおつもりか、お尋ねしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 小平君も御承知のように、公害の実態の把握というか、公明党は全国にわたつて詳細に調査された。これは私どもも公明

党の方から伺い、同時にまたこういう機会にその詳細についてのお話がありますが、政府がたいへん教えられている。こういうことは、まずお札を申し上げてしかるべきかと思います。ところで、とにかく公害という問題が起きておる、経済成長して、こういう事態が起ころる。そのときに、一体何が目的で経済を成長させていくのか。経済成長はどこまでも手段だと、いわゆる国民生活優先という、そういう事柄がはつきりしていないと公害問題はいつもあと追いになるだろう、かように私ども思いますので、今度は積極的に前向きの姿勢で、いわゆる福祉なくして成長なしという、そういう観点に立つてこの問題と取り組もう。まあいろいろの法案も山中君の努力で整備できて、御審議をいただくようになりますが、同時に私は、法案もさることながら、各省の行政が公害防除ということに、生活優先ということに積極的に取り組む姿勢でない限り、行政でなかなか実効があがらない、こういうことでは、せっかくの法律をつくっても意味をなさないのじやないか。だから、まあ各省大臣、そういう意味で、まず法案の整備もさることながら、同時に行政をやはり徹底して、そうして生活優先の立場で各界にも呼びかけていく、そういうことが必要だろう。こういうことを、実は法律のできた最終段階で各大臣に閣議で特にお願ひをしたような次第であります。

○小平芳平君 総理としましては、御自身が公害が被災地へ直接行かないまでも、かりに、こちらにおすわりの大臣の方々も、ひまがあれば——というのは、要するに別荘なり温泉なりゴルフなり、そういうひまがあるなら、公害被災地へ行って、そうして実際の被害の実情を身に体験し、また御意見を直接お聞きするという姿勢を、御自分にも、また各大臣にも望むことはありませんか。望みますか。

各省、折衝をいたすことになりますが、折衝の過程においてそれらを吸収していきたい、かようになります。

ますると、実は法制審議会が通過した以後の水質汚濁とかあるいは大気汚染とか、こういったものが、これらの法律におきまして、基準を越したものには相当厳重に処罰する——いわゆるわれわれは直罰と申しておりますが、そういうものが決定されまして多少事情の変更があったと、こういうことでありますて、実は「おそれ」を取ることでございまして、私は政府部内には相談をいたしてございません。私の考え方で、従来多少行政的な傾向のある「おそれ」ということばを入れておつたが、

○國務大臣(小林武治君) これにまづおきをうけたてて、この法案を誤解を招いておるようあります。この法案を直したのは法務省の事務当局がこれを直したのであります。別段これは内閣と相談して直したものではありません。私がもともとこれは法務省の事務当局が立案し、いまのように多少の事情の変更があつて、「おそれ」のある状態といふものは、直罰主義が採用されるにおいてはそれほど事前の「おそれ」という状態は必要でない。実害の生じない前の、いま申すような魚の汚染の状態において処罰ができると、こういうことによりまして直したのでございまして、いわゆる政治的にどうこうというわけではありません。これは事務当局が十分に検討した上でさような修正をいたしましたのでございます。

いまのかドミウム等のお話であります。これは抽象論でござりますが、要するに、いまのよう

に、人間が食べて害を生ずる前にあしてたとえばいまのお米の問題等においても、抽象的に言えばそういうことになろう。人が食べたあとでなくて、食べる前にその食べ物が汚染されておればこれに該当すると、こういうふうに抽象的には相成ります。

○小平芳平君 法務省が直したといいますけれどもね、法制審議会でせつかく出したことが……。そのことを言つておられるのですよ。

○國務大臣（小林武治君） これは犯罪の捜査とい
うものは、捜査の端緒がなければ捜査はない。
したがつて、しかるべき機関において、魚が汚染
されていると、こういうことを知ればわれわれは
さりとて、こゝに止めておきたいと思います。

す
米
一、
発動する。こういうことになると、直罰が
○小平芳平君 もう一つ。直罰ですね、直罰が
はつきりしたのでとおっしゃるのですが、從来、環境
境汚染、もうひどく農作物被害なりそういう状態が
が生ずる、あるいは現に魚が何十万匹と死んだ、

もつて法律がきまりましても、ほとんど政令がなされぬわけですね。政令委任が非常に多いわけです。したがつて、もう一べんこの予算の再検討も概算要求からなさるおつもりか。この点いかがでしょ
う。

答えたとおりでありまして、私どもは法制審議会に諮問をいたしたのでありまするが、その諮問をしておられたものをなぜ直したか、こういうことにな

が議して出るお問りに、実際には、先ほどの御答弁では、水俣病の場合、水が、プランクトンが汚染された段階で、「おそれ」で、魚が汚染された状態が危険で、体に被害が出たそれが実害だと、こういうことがあります。——そうしますと、カドウムの場合は、イタイイタイ病の場合で申しますと、たんぽが汚染された状態が「おそれ」と、こういうことでよろしいですか。

いふことによくお考え願いたい。
そこで、実際に先ほどの御答弁では、水俣病の場合、水が、プランクトンが汚染された段階で、「おそれ」で、魚が汚染された状態が危険で、体に被害が出たそれが実害だと、こういうことよろしいわけですか。——そうしますと、カドウムの場合で、イタイイタイ病の場合で申しまして、こじまば汚染されこ状態が「おそれ」で、

云々 さて おわ りと 云ふ 上げておりませんし、部内の相談もいたしておません。このことは私が率直にはつきり申し上げておきます。

○小平芳平君 要するに、法律的に専門的に考めた場合に「おそれ」があるのが問題だといふなどではなくて、法務省の専門家、総理によくお聞き願いたい。法務省の専門家、法制審会、この段階では「おそれ」があつたほうがいいと、「おそれ」があつて一向おそれはないと、ことで通過しているものを、わざわざ今度はうとが抜いちやつたというところに問題がある

けですね、その点をお尋ねしているのです。

○國務大臣（小林武治君） これは犯罪の捜査といふものは、捜査の端緒がなければ捜査はしない。したがつて、しかるべき機関において、魚が汚染されていふと、こういうことを知ればわれわれは発動する、こういうことになるのでござります。

○小平芳平君 もう一つ。直罰ですね、直罰がはつきりしたのでとおっしゃるのですが、従来、環境汚染、もうひどく農作物被害なりそういう状態が生ずる、あるいは現に魚が何十万匹と死んだ、

米　　す　　ミ　　で　　人　　が　　の
けですね、その点をお尋ねしているのです。
○國務大臣（小林武治君）　これは犯罪の捜査とい
うものは、捜査の端緒がなければ捜査はなし。
したがって、しかるべき機関において、魚が汚染
されて　いる　と、こういうことを知ればわれわれは
発動する。こういうことになるのでござります。
○小平芳平君　もう一つ。直罰ですね、直罰が
はつきりしておるつしやるのですが、從来、環

境汚染、もうひどく農作物被害なりそういう状態が生ずる、あるいは現に魚が何十万匹と死んだ、

こうなつても検査当局は動かなかつたわけですよ。そこで、私たちが、たとえばことしでも長良川のアユ、狩野川のアユ、そうしたものが何十万匹か想像もつかないほどの大量死をしたと。すぐ行って見てもですね、県の公害課あたりが、きよう夕方事件があつたと、そうしてあくる日の午後とか、そのあくる日くらいに現場へ行つて見ても手のつけようがないのですね。要するに、川へ何か流すわけですから、それは流れてしまふわけです。

夕方事件があつたと、そうしてあくる日の午後とか、そのあくる日くらいに現場へ行つて見ても手のつけようがないのですね。要するに、川へ何か流すわけですから、それは流れてしまふわけです。したがつて、検査当局が何とかその被害防止のためにも検査に動くべきではないかということを再三私たちが言つてみたのですが、現在の法律では、健康被害のない限りは、そういう魚が死んだ程度では検査は開始しないという返事しかなかつた。そこで今回のこの直罰方式、これは大気汚染、水質汚濁とともに直罰方式で、そうしてまた現在の魚や米に危険が生じた、そういう毒物が蓄積した、そういう段階で検査開始するということを國家公安委員長と法務大臣から御答弁願ひたい。

○國務大臣(小林武治君) これはそれぞれの事態によつて考えなければなりませんが、いまのようないい魚が死ぬといふようなことは、汚染されておるところが、したがつてそれを食べれば害が生ずるであろう、こういうこととありますから、この法律がないからいまではそれをしなかつた。この法律があれば、いまのような危険が生じた、こういうことになりますから検査が発動すると、こういうことを申し上げておきます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申します。

原則として、警察としましては、公害関係の違反についても、犯罪の存在を認知した時点において検査を開始いたします。しかしながら、公害などの事犯は、認知するのには科学的な技術的な知識及び資料等が必要であるものが多いのでありますから、平素指導監督をしている関係行政庁からの資料の提供を端緒として検査を開始することが多いと存じます。もつとも、それ以外に付近住民からの被害の申告等警察独自で認知することがで

きた場合においても検査を行なうものであります。

○小平芳平君 次は、国民福祉優先という総理のことの中には、こうした公害被害地の被害の

方々こそ最も優先優先でなくてはならないはずであります。したがつて、ただ総理が国民福祉優先と言つても、実際に被害者の方々のその意見なり、生活実態なり、被害の状態なり、これが一番問題なん

です。総理は、そんなことは形式的なことだとさつき言われたですが、形式じゃないです。こうし

た現実をどう把握していくかということが一切の出発点でなくちゃならない、私はこのように考えるのです。総理は、そこそこは形式的なことだとさつき言われたですが、形式じゃないです。こうして、実際に被害者の方々のその意見なり、生活実態なり、被害の状態なり、これが一番問題なん

です。一部はあそこで健康診断をいたしました結果を私も聞いておりますが、一次診断の結果、二次四日市の被害状況と同じ程度の被害状況がある——しかし、四日市を指定したのはけつこうですが、そのほか、たとえば静岡県の富士市では、県の保健所が千葉大に委託したりして、そして気管支ぜんそくというような呼吸器系統の疾患を受けている者が同程度出ているのに、なぜ指定をしないのか、それはいかがですか。

○國務大臣(内田常雄君) 健康被害の救済措置が発動いたしますためには、言うまでもなく、地域指定とそれから疾病の指定と、その条件を踏まえて地元の審査会の認定と、こういうことが必要になります。ところで、地域を指定するわけでござります。ところが、地域を指定する用意はござります。

○國務大臣(内田常雄君) 健康被害の救済措置が指定とそれから疾病の指定と、その条件を踏まえて地元の審査会の認定と、こういうことが必要になります。ところが、地域を指定する用意はござります。ところが、地域を指定する用意はござります。

○小平芳平君 厚生大臣ですね、厚生省は静岡県富士市で何も調査しておりません。それは、県の保健所が調査をし、それを千葉大医学部に委託してそれで調査をやつた結果は、四十三年にも四十一年にもその結果が出ておる。その結果が四十三年にも四十一年にも出でていて、しかも、厚生省がやつたのは、四日市でやつたんです。その四日市でやつたのも、厚生省は学童の健康診断をやつただけなんです。その学童の健康診断の結果は、非汚染地区に比べ汚染地区は約倍のそういう疾患の者がいる。約倍ですね。これは厚生省の出した公害白書に出ています、ちゃんと。ところが、富士の場合も、やはり学童が非汚染校に比べて汚染校は約倍の疾患が出ている。四十三年、四十四年に出

てます。ああいう地域でございまして相当広範囲にわたって大気汚染も著しいと、こういうことから指定了いたしました。これに対しまして、いまおあげになりました富士市につきましては、これま

での私どもの調査によりますと、部分的には大気汚染の著しい区域もないわけではございませんが、広範囲から見ますと、大気汚染の状況は富士市においてはさほど著しくないと、こういう状況がございまして、現状におきましては指定地に

なつておらない。また、他の地域、塩尻でございましたかななどにつきましては、今までの大気汚染防止法というものは、御承知のように、大気汚染防止法のそのものの仕組みが地域指定主義でございまして、塩尻などはその大気汚染の指定地からはずされてしまう。したがつて、大気汚染状況の調査さえもないというような状況でございま

す。

○國務大臣(内田常雄君) おそれいりました。

○委員長(占部秀男君) 内田厚生大臣、これからは委員長が呼んでからひとつ出でください。

○國務大臣(内田常雄君) おそれいりました。

○國務大臣(内田常雄君) 私の答弁を補足さしていただきますが、御承知のように、厚生省は……。

○委員長(占部秀男君) 内田厚生大臣、これからは委員長が呼んでからひとつ出でください。

○國務大臣(内田常雄君) おそれいりました。

○國務大臣(内田常雄君) ここに大蔵大臣がおら

れます、が、保健所というものは都道府県または指

定市の機関であります、国の機関でないため

に、保健所活動に対しましては国は三四%の補助

金を出しておられます。

○小平芳平君 ですから、富士保健所がやる健康調査に厚生省はタッヂしていないのです、何も。よろしいですか。で、私は、そのことをいま言つてゐるのではない。四十三年、四十四年にこのようない結果が出ているのを、總理、いまだにああでもないこうでもない言つて指定に対して進まない、その行政ののんびりさを言つてゐるのです。厚生大臣は汚染地域が広くないと言いますけれども、これも十ヵ所で定期観測をやつて、亞硫酸ガスの。その亞硫酸ガスの観測をやつてある測定値も公害白書に出ている、ちゃんと。それによれば、十ヵ所のうち五ヵ所までは、厚生省の環境基準をこえている。四日市以上の汚染だと、こういうことがすでにもうおととしから、去年からいわれてゐるのに、ことしも過ぎようという段階で、いまだに動こうとしない、それが問題だと申し上げてゐるのです。いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま私どもが担当

している行政についての御叱正でござります。私は、本部をつくったのもとも各省でまちまちな公害行政をやつて、こういうことでは困るんだと、だから、やっぱり何としても一つの基準といいますか、各省とも均衡のとれたような事柄をやって公害をなくしようじゃないかと、こういうことで実は本部をつくったわけであります。今回の法案をつくるにつきまして、そういう意味で各省事務当局もすいぶん督励し、山中君のところではほんとに徹夜作業で十四の法案ができるだけです。しかし、こういうような審議をして、各県とも同じような立場で今度は公害と取り組む、その姿勢を見てひとつこれからまた御鞭撻もいたきたいし、なお直らなければ御叱正を賜わりたいと、かように思います。

○小平芳平君 どうも抽象的な御答弁しか得られないのですが、じや、厚生大臣ですね、たださつきのような御答弁だけじゃなくて、具体的に静岡

県の富士市の場合、四日市と同程度の汚染があれば——そのほかにあるわけです。私があげたいところはたくさんあるんですが、そういう場合、よろしく理解してよろしいですか。

○國務大臣(内田常雄君) おっしゃるとおりでございます。

なお、先生からわざわざ公害白書——これは私どもと山中大臣のほうと協力してつくったものでございますが、これの三六ページを見ますと、富士市の区域が七ヵ所、それから富士宮が二ヵ所、富士川の地区が一ヵ所、まあ富士という字はついでおりますが、富士市の区域は七ヵ所でございまして、その七ヵ所の資料は、これも載つておりますし、私も持っておりますが、たとえば川崎地区とか大阪地区とか尼崎地区のような今日指定地域とされておりまして、その大気汚染度から比べれば、いずれもこの七ヵ所が、まあこれは環境基準をこえているところもございますが、全体としては、状況は、亞硫酸ガスに関する限りは、そんなに悪くないと、こういうことになつております。しかし、先生がおあげになるわけでありますから、いろいろの根拠も見方もございましょうか

○小平芳平君 ここで、今回の法律改正によつて

そうした大気汚染がどの程度防止できるかという点についてお尋ねをしたいのですが、今回の改正法では、「ばい煙」の定義の中で、「いおう酸化物」とそれから「カドミウム、塩素、鉛化水素」というふうにあげてあります。あげてあります
○小平芳平君 ここでは、まだ修正もありますが、私がいま申し上げる

この趣旨は、煙突から排出するものをたばこ煙とし

て規制するだけでなく、そうしたたすや粉じん

——これは慶大医学部の公衆衛生学教室ですが、

このところでは、同じ粉じんでも、高度被害を出

す重金属などの場合と、あるいは中程度、あるいは低い程度というふうに分けて規制をする基準を

出しておりますが、今回の政府の改正案というものは、たぶん煙というだけで、そうした重金属

の規制が入らないということに対してはいかがですか。

んでいる方々、こうした方の医療費は、公費なりあるいは企業負担なりすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(内田常雄君) いまの法律のたてまでは、あくまでも指定された地域における認定患者についてこの法律で医療費あるいは医療手当等を出すことになつております。したがつて、指定さ

れていない地域でそういう実害がありましたのは、いまの先生のことばをかりますと、それは

発生責任者である企業が見るのがたまえという

ことになるわけであります。それがなかなかそ

れで、ささらに、指定地域でありますても、申請が出来ますし、私も持っておりますが、たとえば川崎地

域とされておりますところの大気汚染度から比べれば、いずれもこの七ヵ所が、まあこれは環境基

準をこえているところもございますが、全体として、状況は、亞硫酸ガスに関する限りは、そんなに悪くないと、こういうことになつております。

しかし、先生がおあげになるわけでありますから、いろいろの根拠も見方もございましょうか

ばつて、つまり被害者の利益の立場に立つて、それから申請のときにさかのぼつて医療費を出すよ

ります、そういう場合には、申請のときにさかの

べつて、つまり被害者の利益の立場に立つて、それから申請のときにさかのぼつて医療費を出すよ

ります、そういう場合には、

○小平芳平君 そうではなくてですね、ヘドロ汚染に対して横浜市が独自の基準を立てたと。それで、この毒物を捨てないよう投棄を規制するという、こういうことを地方団体がやっているのに、政府は担当させわからないんですか、これの。

○國務大臣(山中貞則君) 担当がわからないことはありませんで、今回の公害防止事業費事業者負担法について私のほうで所管いたしますので、これからそれらの事業の対象に水底質の悪化等のことで汚泥等を対象としておりますから、これをしゅんせつあるいは淨水導入等の仕事を行なってそれらの浄化という仕事をやっていくつもりでございます。

ただ、環境基準の設定というものは、これは非常にむずかしい問題でございますので、永年の堆積の結果がほとんどでございますから、それについてはこれから企画庁等を中心いたしまして判断基準的なものをつくっていくというつもりで、基本法の第九条からこの堆積汚泥等についても省いてあるわけでございます。

○小平芳平君 じゃ担当は山中長官ですか、この。それなら早くそういうふうに返事すればいいのに。

要するに、市でこの投棄の規制をしよう、毒物を投棄してはいけないように規制しよう、こういうことに対する政府も積極的に取り組むべきだと申し上げているのです。

それからもう一つここで山中大臣にお尋ねしますが、田子の浦のヘドロを富士川の河川敷で処理するという、これは山中長官は本会議でも、それは県、それから県会が地元の説得に当たっているというふうな答弁をしておりますが、実際問題、その地元住民の説得どころじゃない問題なんですよ。これは、ということは、田子の浦の港に百万吨といわれるヘドロがある。その中の三千万トンをまあこの冬のうちに処理しようという、しかも富士川の河川敷で処理しようという。そうなると、一体三十万トンのものを、河川敷を埋めて入れて、何日たつたらかわくと思いますか。来年の

出水期、五月までにはこれを必ず処理せよと建設省では条件をつけています。三十万トンのヘドロを船でもって河川敷へ持ってきた、何日でかわくと思いますか。かわけばからからになるから、どつかへ持つていけというのですが、その持つていく行き先もまだきまつっていないですが、それが河川敷だから水がすっと吸い込むのだというならばその水はどこへ行きますか。その水はおそらく富士川の伏流水になるのじゃないかと専門家は見ています。そなりますと、そこでもって、もっともつと技術的な研究をした上でなければ地元民の説得どころの段階じゃないということを私たちは指摘したいのですが、いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 私の本会議で答弁申し上げましたことは、何もうそ偽りを申しているわけではありませんで、それについては船の中で乾燥処理に近い脱水を行ない、さらにそれを堆積させた後、富士川の川原等においてこれをたしかめ原製作所の機械と聞いておりますが、これを静岡県が発注しましてその機械を通じて乾燥させるという処理で、ただいま申されたような乾燥廃棄ということが可能であるというふうに聞いておりません。一方伏水となつて、伏流水となるおそれがある、この点については何よりも漁業組合の皆さんかたいへん心配をしておられました。これらの点は、一種の条件にもなつておるようになります。これについては漁業者の方々にそれが影響を与えないような、あるいはまたここではちょっとと場所が、人家が離れているようあります。最悪の場合に井戸水等にまぎれ込む可能性がないと申します。この点について何よりも漁業組合の皆さんかたいへん心配をしておられました。これらのことともしたいもんだと、かように思つております。

○委員長(佐藤榮作君) 伺つてみれば見るほどなかなかむずかしい問題のようですが、政府は皆さんの御趣旨も体しまして、りっぱな効果があがるよう、この上とも努力したいと思います。

○小平芳平君 誰もが成長するからこれだけの公書ができるのだ、それがいつまで端的に表現されたよ

うに思つております。私がしばしばそのことばを用いますのも、いまお尋ねにありましたように、これが二度と繰り返さない、手おくれにしないといふことで、いついただきたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 同つてみれば見るほどなかなかむずかしい問題のようですが、政府は皆さんの御趣旨も体しまして、りっぱな効果があがるよう、この上とも努力したいと思います。

○田淵哲也君 総理です。ただ一度と繰り返さない、それから東京湾の汚染のように、これを二度と繰り返さない、手おくれにしないといふことで、いついただきたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) どうぞお尋ねにあります。そのもの。東京湾、隅田川も、それからそのほかの諏訪湖とかそういう湖沼も手おくれになつてしまつます。ですから、今度の法律改正は政令で基準をきめ、政令で規制をするという部分が多いですけれども、こうした田子の浦のヘドロを二度と繰り返さない、それから東京湾の汚染のように、これを二度と繰り返さない、手おくれにしないといふことで、いついただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長(佐藤榮作君) 伺つてみれば見るほどなかなかむずかしい問題のようですが、政府は皆さんの御趣旨も体しまして、りっぱな効果があがるよう、この上とも努力したいと思います。

○田淵哲也君 総理の生活優先ということばは再びお聞きしておるわけですが、私はどうも、それがことばだけに終わるような感じを受けるわけです。といいますのは、いままでのいろいろな論議を通じて感ずるところは、やはり経済といふものが無視できない、これは事実であります。だ

○田淵哲也君 総理は今までの委員会での御答弁の中に、經濟成長と福祉といふものは二者択一でないといふ姿勢についてお伺いをしたいと思います。

○田淵哲也君 総理は今までの委員会での御答弁の中に、經濟成長と福祉といふものは二者択一でないといふ姿勢についてお伺いをしたいと思います。

○田淵哲也君 総理は今までの委員会での御答弁の中に、經濟成長と福祉といふものは二者択一でないといふ姿勢についてお伺いをしたいと思います。

○田淵哲也君 総理は今までの委員会での御答弁の中に、經濟成長と福祉といふものは二者択一でないといふ姿勢についてお伺いをしたいと思います。

○田淵哲也君 総理は今までの委員会での御答弁の中に、經濟成長と福祉といふものは二者択一でないといふ姿勢についてお伺いをしたいと思います。

○田淵哲也君 総理は今までの委員会での御答弁の中に、經濟成長と福祉といふものは二者択一でないといふ姿勢についてお伺いをしたいと思います。

てお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私は、生活優先あるい

は人命尊重、

こと

だと思っております。したがつて福祉なくして成

長なしとい

う

ことばで端的に表現されたよ

う

う

申しますのも、いまお尋ねにあります。したがつて福祉なくして成

長なしとい

う

申しますのも、いまお尋ねにあります。したがつて福祉なくして成

長なしとい

う

申しますのも、いまお尋ねにあります。したがつて福祉なくして成

長なしとい

う

申しますのも、いまお尋ねにあります。したがつて福祉なくして成

長なしとい

う

あまり行き過ぎると公害問題が起つてくるのは事実である。だからその調和点をどこに求めらるかという発想が生まれてくるわけあります。しかし私は、この公害問題の本質というのではなく、いうものではない。もっと具体的な問題ではないか。つまり経済優先、人間の生活の福祉のためには経済が必要であります。しかしながら現実に起こつておる問題は、日本の国民全体がその公害の被害を平等に受けておる。それから経済成長の恩恵を平等に受けておる。こういう前提があつて初めて、そういう発想ができるわけありますが、現実にはそうではない。特定の企業の営利活動のために特定の地域の住民が自分の健康を侵され、生活を侵されておる。これが私は現在のまず最も緊急を要すべき公害問題の本質ではないか。こういう気がするのでありますけれども、この点についての総理の御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣（佐藤榮作君） いま田淵君が指摘されたように、これはもうひとしく私どもも経済成長、その恩恵的な面も受けでおる、かように私も考えます。ことに最近の科学技術の進歩から申せば、われわれがいま廃棄物として処理しておる、これはもう廃棄物でなくて、まだまだもつと有用に使えるものがずいぶんあるようあります。また、そこまでいかなければわれわれの知識を十分使つたとはいえない。こういうことを考へると、ただいまの公害対策にいたしましても、公害を起こさないでしあわせだけをもたらすような産業が育成できるのじやないのか、そういうことを私は指摘したいのです。ただいま、たとえばセメント工場、そこがずいぶん粉じんを出している、しかしその粉じんはやはりこれをつかまえれば、りっぱに副産物として価値のあるものができる。こういう点は、やはり石油精製の場合だつて、あるいは硫酸ができる、硫酸ができる等々、それぞれみんな有用なものがある。毒物を川に流しておるといふが、それを流さないでうまく使えば、これもまた他の面で使う方法もあるわけです。そういうことで、もつとわれわれの科学技術、その知識、英

知を働かして、そうして十二分に知恵を用うれば、りっぱに役立つのではないだろうか、かようない私は思います。幾ら経済成長いたしましても、害毒を流さなくて済むのだ。そういうところまで持っていくのが今日の努力目標じゃないだろうか、かようにも思います。

○田淵哲也君 確かに公害を解決するには、技術が必要である、また科学的な研究も必要であるということは同感であります。しかしこの論議も、いうならばマクロの立場に立った論議ではないかとういう気がするわけであります。今日のこの公害のほんとうの問題は、確かにこのマクロの問題をそないうふうに考えることも必要であります。もうすでに地球上の全体の有害物質の総量とか、あるいは人類の生存の条件とか、そういう大きなとらえ方をしなければならない時期にきてることは事実でありますけれども、当面、私たちがまず解決しなければならない問題は個々の問題ではないか。個々の問題となりますと、やはり先ほど申し上げましたように、一方では私的利潤の追求のために、事業活動をやる。ところが、それが必要な用意、注意をしていないがために、まわりの住民の福祉、いうならば財産とか権利とか、健康とか、そういうものを侵かしておるのがいまの公害問題の実態であります。したがつて私は、本会議でも申し上げましたように、現在の公害の原因は先ほど繪理が言われましたように、科学の進歩に伴つて、もつと人間が知恵を出して解決しなければならない、そういう意味は確かにあるわけですが、けれども、私は、現在切実な問題の公害の実態といふのは、決してそういう点にはないと思うのであります。つまり公害を出しておる一番大きな原因は何かというと、経済の成長ではありません。私は、私的利益の追求のために、他人の利益やあるいは社会公共の利益の侵害を放置してきた政治の責任である、政治の怠慢であると言わざるを得ないのであります。また、もう一面では、わが国の國土を見た場合に、過度の集中また自然破壊といふものが行なわれておりますけれども、これに

対してあまりにも無策であつた政治の責任ではなかつてはならぬ。こういう気がするわけでありますけれども、総理の御答弁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君)　ただいまのよう、政治的な責任だらうと、こういう御指摘、あるいは過度集中について、もう少し何か考え方はなかつたか、こういう御指摘、これまた私は当たつておる点も多分にあると、かように思います。

○田淵哲也君　私の申し上げたいことは、確かに経済成長といふのはやっぱり必要なことなんですね。だから経済成長のために、ある程度やむを得ない発想をやめていただきて、個別的に不当なことが行なわれて被害者を出しておるといふこの現実に対して、やはりきびしい反省を行なつていただきたいということであります。

○國務大臣(佐藤榮作君)　ただいま私がお答えいたように、ある点は当たつておるといふ——おそらくして皆さんの御審議をいただいたまきながらこうして皆さんの責任を果たそうといつておる、これもたゞいまの責任を果たそうといふ、そういう立場でございます。したがつて、私は多く申しませんけれども、これはもう御批判は御自由だが、やはり切実な問題として現実にあるもの、これと取り組まなければならぬ。これからまあ、そういう原因が起こらないような世の中にすることも大事なことですがあつて、すでに発生している公害、それに対処していく、これがやはり今日必要なことだらうと、かように思つております。

○田淵哲也君　今度の臨時国会に当初提出される予定で、準備の都合で間に合わなかつたもの、あるいは途中で取りやめたものもありますけれども、まず第一に、この無過失賠償責任制の確立の問題であります。それから第二点としましては、今まで政府がこの準備を進めてこられた経過と、最後の予定をお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣（山中貞則君）第一点の無過失責任の問題は、先ほど來議論がかわされておりまするよう、民法の特別法としての理論的な詰めができる、ということがあります。これは一日内閣とはいえ、総理が世間に向かって公的に発言をされました宇都宮の所信の表明においても、公害罪については明確に臨時国会に出す方向の言明をされておりますが、しかし無過失責任については、これから検討を急ぐという表現で仕分けをいたしておりますのは、やはり作業を開始してみて、たいへん困難な問題であるということがわかつたからでございまして、なお引き続き今後も、先ほど来申し上げているようないろいろの個別法その他から入っていく手段等も検討していくつもりでございます。

さらに第二点の地方財政等に対する配慮でございますが、これは第三点の税制、金融等と一緒に事情でございまして、予算編成と同時にこれを解決をしたいということをございまして、これは決して出さないということではありません。臨時国で出すには——私たちとしては予算編成と一緒にこれの作業を進めて、それを受けて次の通常国で出すということだけでございますので、それの裏づけに対して怠るものではないことは大蔵大臣からも説明されておるところでございます。これから作業いたします。

○田淵哲也君 公害について特に開かれた今国会の任務といいますか、あるいは国民がこの国会に期待するものは、私は、環境保全も含めて、国民の健康と福祉を目指す政治方針の確立がまず第一だらうと思います。

第二は、現在具体的に公害の発生原因となつているものを除去することである。

第三は被害者の救済である。

この三つの点について何らかの具体的な措置がとられることを国民は期待していると思いますが、その中でも、私はまず最も緊急を要するものが、すでに公害が発生して何らみずから罪なくは、病床に呻吟しておる被害者を救済することでは

ないか。これがまず最も第一にやるべきことではないかと思います。この点について総理の見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) 私もそのとおりだと思います。

○田淵哲也君 ここで厚生大臣にお伺いしますが、現在の公害病患者の実態を簡単に報告していただきたいと思います。実態と言いますのは、その種類、人數、病状さらに会社との紛争の状況、係争の状況、さらには生活実態、この点について簡単に御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(内田常雄君) まず態様から申し上げますと、大気汚染にかかる疾病についての救済が四案件、これは尼崎を入れましたので四案件。それから水質の汚濁に基因する疾病に対する救済が三案件。合計七案件ということになります。

救済の対象になつておりまする被害者の現在の数は二千人を少しこえている状況でございます。またこれらの二千人の方々の生活の実態は、私もいまここではつまびらかにいたしませんが、その中には生活保護を受けなければならないような状態に落ち込んでいる人もかなりあると私は見ております。

○田淵哲也君 厚生大臣の御報告がありましたがれども、それ以外に食品公害の患者もおります。特にカネミオイルの患者が千人余りおる。そのよう考へた場合、しかもこれらの患者の中で生活が困窮しつつある人が非常に多いわけです。そういう意味から考えましても、私は特に今度の国会では、この被害者に対し具体的にどういうことができたかということを、やはりつきりする必要があると思います。そこで、この被害者救済にとって一番効果のある法案といわれたのは、いわゆる無過失賠償責任制度の採用であります。並びに準證責任の転換である。こういうふうに思ますが、これも、これは総理の一日内閣での発言にかかわらず、衆議院の審議によりますと、無過失責任につきましては公害一般を対象とした立法化は、政府はされない方針であるということが明らかに

なつております。さらに挙証の責任転換につきましても、衆議院の法務委員会での小林法務大臣の御答弁によりますと、きわめて消極的な答弁をされおる、この点について政府のこれからの方針をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小林武治君) この問題は私もしばしばお答え申し上げておりますが、過失のないところへ責任がない、こういふのはもう世界的にも、また長年の一つの法秩序の問題で認められておりますが、しかしその後、とにかくいろいろ社会の情勢が違ってきて、そしていまの各種の化学工業その他非常なむずかしい、もとは予想のできないような工業が出てきて、そのため公害というものが発生する。こうしたことになるから、公害についても、私は従来のような考え方でなくて、ある程度民法の例外的な無過失責任といふものを考える必要がありますと、こういふうに申しておるのですが、しかし、これはあくまでも例外の中の例外であるから、公害といういろいろの、また将来にもいろいろの態様は出てきようこの段階において、公害というような包括的なことばでもつて無過失責任を認めるということは、社会にいろいろな大きな影響があり、法律秩序を乱す、こういうたてまえからしまして、私は公害を生ずるよな高度の危険性のある企業、また公害そのものの過失の証明がきわめて困難あるいはこれがほとんど不可能に属する、こういふうな問題につきましては、無過失を検討すべきであり、したがつてそれらの個々の公害の態様についてさよな規定をすべきであろう。こういうことで政府部内においてもそう趣旨においてひとつ検討してもらいたい。将来の問題は、これは将来さういうふうなものがたくさん出でくれば、ある程度横の無過失責任の法制といふものもできるだらうが、この段定をすべきであろう。

○國務大臣(小林武治君) これはいま私が申し上げたように各本体の法律といふものは各省が所管されておる、したがつて、各本体の所管省において検討をし、公害対策本部で調整をしてお出しをいたぐ、こういう順序になろうと思ひます。私がいまどの法律がいつ出るかということは、申し上げる段階にありません。さういう意味において、私がいまどの法律がいつ出るかということは、申し上げる段階にありません。さういう意味において、私どもも真剣にひとつ各省と協議をいたそ

○田淵哲也君 各省で検討されるということですが、いままではまだ各省では全然検討されていないわけですか、これから検討されるわけですか。

○國務大臣(山中貞則君) これは閣議で見解をお

互いが述べ合いまして、結論を得た方針がござい

ます。それについていま法務大臣が言われたわけ

でござりますが、法務省の検討も引き続き対策本

部として私はお願いをいたしました。そしてさら

に法務省の言わることももつともあります

で、原子力や鉱山等の例をとるまでもなく、可能

なものについては現在の個別規制法の中で取り

ら、さしおきのところ、そういう方法においてひとつ進めていたくことがよいではないか、こういうふうに思つております。

○田淵哲也君 次に、被害者の救済措置の問題でありますけれども、先ほどもこの問題で論議が行なわれましたけれども、やはりこういう裁判が非常に長引くおそれがあるわけです。それで、おそ

らくはとんどの被害者がその長い裁判に耐えられ

ない状態になつてゐると思ひます。ところが、現

在の救済措置の内容といふのは、ほんとうに医療

に限つておるということですけれども、私

がお願いしたいのは、まず第一にはこの医療に對

する介護手当とか医療手当の面についても、これ

は引き上げをすべきではないか。

それからもう一つは、やっぱり生活保障費、こ

れは衆議院の委員会でも厚生大臣は出すべきでは

ない、いまの制度ではこれは出すべきではないも

のだというお答えがありましたけれども、やはり

これがなければ、実際被害者の救済にはならない

んじやないかという気がするわけです。この点に

ついて厚生大臣の御答弁をお伺いしたいと思いま

す。

○國務大臣(内田常雄君) 現在の救済法規は、い

まお話をございましたように、健康被害のみに局

限をいたしております。しかし、この法律によつて

支給すべきそれぞの手当につきましては、これ

らは状況に応じて私どもはできる限り改善をい

たしたいと思います。また支給の条件、すなわち

所得水準、所得の拘束なんかにつきましても改善

をいたしたいと思うし、現に改善をやつてしまひ

ました。医療費につきましては、これは引き上げの

問題といいますよりも、医療保険の自己負担分を肩がわりして支出するわけでありますので、医療保険の医療費が高まつてまいりますと、自動的にこの負担を肩がわりますので問題はどうせん。

で、保護世帯ということにならないようだ。そこには落ち込まないよう、世帯更生資金のお世話などにつきましても、私はその方面を担当しておる。地方の組織をも指導いたしまして、善処をいたしました。

いてくるの余地があるかどうか。さらに私どもも検討を続けていきたいと、かように思つております。

○國務大臣(山中貞則君) 生活保障の問題は法案そのものも厚生大臣担当でありますので、補足していくだけといたしまして、総理の生活保護について言及されたことの受け取り方が少し違つてい
答えたいただきたいと思います。

○委員長(占部秀男君) 田淵君、この際総理の出席は二十分まであと四、五分ですけど、もしありますしたら総理の質問を。

○田淵哲也君 それでは総理にお伺いしたいと思いますが、ただいまの御答弁を総合しますと、少

ないのだ。また地域住民とほんとうに共存するといふ立場で事業を経営するという、そういうことでなければですよ、成功するものでもないのです。私はそういうところを考えますと、地域的にたしかへん地域住民と企業者とうまく一体となってやつ

るんじゃないかなと思いますが、それは生活保護といふものは、一定の条件があればだれでも差し上げるものであつて、その制度というものをそちらに落とし込むんだというようなふうに受け取つては間違いないかということを言わされたと私は

けを取り上げようとしてこの法律ができました経緯から考えましても、いま生活上の救済に及ぶということは、やはり私は考えられないと、それはむしろ、そういう場合には今度効果的であります。たしました公害紛争処理法による中央または地方の処理委員会に申し出て、そこで中間的な和解なり仲裁なりというような処置でいくか、あるいは本格的には無過失責任になりますが、あるいはまた举証責任の転換になりますか、これらの被害者が発生者から容易に救済を受けやすいような道を早く開いていただくということに待つほかはないと思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) 政府は何もしなかったたが、この点いかがですか。

厚生大臣がお答えいたしましたとおり、とにかくことにはならない。いま言われるとおり、どうしても治療費、急を要するもの、そういうものは政府が出して、本人の負担にならないようになります。こうしたことですし、介護手当などもう少し考るべき余地があるかもわかりません。そういうことは政府自身ももつと研究すべきだらうと思います。

見受けます。私はそういうことを企業家に對しても心から要望して、そうして地域住民の協力を得るよう、どうも企業は利益追求に専念しないように、そういうところに反省すべきものがあるのじゃないだろうか、かようう思います。

○田淵哲也君 総理がもう時間のようなので、あと、じゃあ山中総務長官にかわってお聞きしますが、先ほど私が総理にお伺いしたときに、やはり被害者の救済が一番緊急を要するということを認めになつたわけですよ。ところが、肝心のその無過失責任の举証責任の転換も全然実現されない。それからたゞいま総理から生命数保護を受け

るべきであります。なお、それらの自分の、何の罪もなくて自分が前から住んでいた場所でいたのにかかわらず、被害を受けて、いわゆる公害というもののために病人にならなければならぬい。働き手が病気になって世帯の生活が苦しくなる等の事情については、私どもも十分わかりますし、これらを何とかすべき政治の責任というのも自覚しておりますが、それらを制度にのせるについては、やはり既存のことしだけたばかりの、発足したばかりの法律でもございますし、現在の公害の健康被害の中身をいま少しく充実させていく方向のほうが正しいのではないかと、おもふべきであります。

○田嶋哲也君 確かにいまの御質問のように本
来は公害発生の原因者である企業が負担すべきものであることは事実であります。しかしまあ、企業から取るのにひまがかかるといったから、その間で立てかえ払いですね、立てかえ払いをして裁判で企業から取れたときに返してもらうという制度ぐらいはできるのではないかと
いう気がしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(内田常雄君) これは御承知のように生活が困窮いたした場合には、生活保護法がござります。それに落ちるということでは決してございませんが、制度の体系といたしますと、公害によって生活が苦しくなった者だけに、國があるいは公共団体が公的の保障をするということには、なじまない性質のものだと私は考えます。しかしそればかりではなくて、現実の問題といたしましては、世帯更生費の貸し付け制度がござりますの
によつて、生活保護の支給の方法が変わるといふ。そういうものじゃないように私は思いますが、まだそれは生活保護を受けるということは恥ずかしいことだと、かようにも思はかしませんが、そういう点はそら御遠慮なさらないで、きまっていいるものは同じようにですよ、やはり生活保護を受けているんじやないか、かのように私は思います。だからいま何もしていないのだというのは当然だらない。ただもう少し何か裁判になつてゐるのが早く結論が出るような方法はないか。そういう点で先ほど来議論のありましたあるいは無過失責任だとかあるいはもう一つは撲滅責任だとか、こういうような問題がどうも事件を長引かしてしまふ、こういうようにも思います。これらの点につ

ればいいというお話をありますけれども、私はちよつと性格が違うのではないか。なぜなら公害というのは、自分の責任で病気になつたのではないわけですね。いうならばその産業活動を政府がもつと監視をして、そういうことをやめなければならないようにしておかなければならぬのに、いきなり政治のミスといいますか、怠慢といいますか、あるいはそこまで手が回わらなかつたといいますか、そういう点によつて不当な被害を与えたわけですね。この被害については、もちろん、加害者である企業が出すべきものでありますけれども、やはり先ほどの立法措置ができなかつたということで、裁判がやっぱり長引くことは、かたがない。現状では長引くわけですね。この間の生活保障はこれは国が見るのが私は当然じやないかという気がするわけですが、この点、再度

○田淵哲也君 今回の公害対策関係法案がたくさん出たわけですけれども、たとえば大気汚染防止法にしましても、水質汚濁防止法にしましても、肝心の基準は全部政令、省令できることになつております。したがつて、国会で審議しておるのは、いうならば中身のない外ワクだけ論議しておるというような気がするわけです。もちろん、こういうこまかきものを法律できめるのは、適當ではないかもわかりませんけれども、私は少なくともこの基準について、政令案ぐらいは用意をしてこの国会に出すべきではなかつたかという気がするわけですけれども、この点について政府の準備が足りなかつたといいますか、準備不足の面もうかがわれるわけですけれども、私はやっぱりそこまでしないと、ほんとうにこの法案の内容

がつかめないわけです。といいますのは、外ワクだけつくつても、基準のきめ方いかんで法律の価値が全然変わってまいります。すでに環境基準とか、いろいろ基準がきめられておりますけれども、たとえば四日市等におきましても、環境基準ができてもぜんそくが全然なくならないといふようなこともあるわけとして、どのように基準を設定するかというのが、この法案の私は生命だらうというよう考へておるわけですけれども、少なくともその案ぐらいは出していただきたかったと思ひますよ、二〇点、八点ですか。

令については、それぞれの所管においてお望みのことについての現在考えられる、あるいは政令にゆだねるときにどういうことを考えているかなどについてお答えのできることだと思いますが、印刷物でお出しになりますと、またあるときはこういう印刷物だつたけれども、その後、実際に政令を闇議できめたのを見ると、これが落ちこちておる、けしからぬという必ずおしかりを受けるわけです。だから、印刷物、証拠物件というような形は、ちょっと私どももちゅうちょいたしておりますので、決してそういうことはひ

○國務大臣(山中貞則君) まず、基本法から申し上げますと、基本法の第一条の、いわゆるわれわれが通常典型公害と言つておりまする公害に土壤の汚染を加えたこと、さらに水質の汚濁となつておりまするものに、カッコして、水の状態及び水底の質の悪化というものを加えたこと、これは具體的にはすでにアメリカやソ連において問題に供せられてゐるが、お伺いしたいと思います。

産業廃棄物処理業者というようなもの等を規定して、おのおのがまず企業の中で公害に關係のある物質を事前処理をする、前処理をする責任をうたう。い込むとともに、それを受けた法律をつくっておるつもりでございます。さらに、第一条の目的に第二項を削除したばかりでなく、憲法の条章を受けた健康にして文化的な生活を守る国民の権利というものを掲げたつもりでおりますし、第十七条の二項で「緑地の保全その他自然環境の保護」等、われわれがいまいわゆる自然環境の破壊に立

○國務大臣(山中貞則君) 法律は、いざれも特殊なものを除いては、大体、恒例として六ヵ月以内に公布するということで締めくくってございます。というのは、法律が国会でよろしいと御議決をなされました後において、それらの御議論等も拝聴したことの成績として、それを取り入れた政令といふものができていくわけでございます。しかし、じや何の用意もなく、どうなるかわからぬ状態で政令にゆだねるという表現で臨んでおるかと言ふわれれば、そうではないのでありますて、御疑念の点について御質問等がありますすれば、ここで明らかにできる点の輪郭は明らかにできる。一例をあげますならば、公害防止事業費事業者負担法案の中では「政令で定める」と書いておりました事業の種類の中で、「その他」に属するものの中で、私の答弁で学校の移転、住居の移転等を考えておりますながら、事業者の移転は現在の税制の特例による事業用資産買いかえの特例というものが生かされるので、事業者の移転については、この法律では特段の配慮を公害防止事業としては念頭に置いておらないという答弁等をいたしておつたわけであります。しかしながら、それはやはり全部を政令に譲るというよりも、一つでもあとは

きょうな立場をとるために申し上げておるわけじやありませんので、そういう意味で御質問のあ
る点にはお答えをしていくつもりでございます。
○田淵哲也君 私が申し上げたいのは、今度の国会で公害罪関係法案がたくさんできましたけれども、ほんとうに国民がこれを見て、じゃあ安心だよ
いうところがなかなかないわけですね。たとえば佐藤総理も何もやっていないことではないと言われまして、どの程度実効があるか非常にわからない。
また肝心の被害者の救済についても、具体的には何らこの国会では前進を見てない。先ほど佐藤総理も何もやっていないことではないと言われましたが、少なくともこの国会で具体的に取り上げて、前進しなかったということは言えると思うのです。これはまあ勘ぐって言うならば、いまの政府がとにかく国民の世論を押えるために、何とかこうをつけるだけの法案をつくったと言われてもしかたがない面があるのでないじやないか。こういう気がしてならないわけであります。この問題、抽象的ですから議論してもしかたないと思いますが、政府のほうでも考えていただきたいと思います。

られております原子力発電所等の冷却のための温熱排水の問題、これ、日本においてもすでに現在漁業者の方々との間に不安なり、論争なりが提起されておる個所が四カ所ほど起こっております。した、これらの問題は、いずれ法律を伴つて……。まず、今回は水質汚濁防止法の中にさしあたりその対処策を講じておりますが、水産、動植物その他の上にまで将来、念頭に置いた法律をつくらなければならぬ時代がくるであろうとすることを考えましたので、そういうことにいたしておりましし、さらに今日まで水の色というものは汚濁ではないかという考え方でおりましたものも、今回は水の色というのもやはり典型公害の水質の汚濁の範疇の中に入るんだということをはつきりとおっしゃるわけでござります。さらに、今日のその第二条の典型公害の現象、いわゆる人に有害な環境をやたらすような現象になる前の、産業が生産過程において不必要とするものを排せつする場合、それをいかなる場所に勝手に投げても、それが公害現象の第二条にいうところの状態にならなければいいんだという考え方がある。一方においては海洋投棄とか、あるいは山に埋めるとか、あき地に捨てるとか、という現象が散見いたしますので、この産業

お向かわるとしておなじみでござります。これらは意を明確にしたつもりでございます。これらを受けて、世界の海洋関係の法律では最も進んでおると私どもが信じております海洋汚濁防止法なり、あるいは廃棄物処理法なり、それらの関連法案を今国会に提出しておる次第でござります。

○田淵哲也君 ただいま法案についていろいろ御説明がございましたけれども、私は、実際に法案をつくっても、それを実行する体制がなければ何にもならない。現在、わが国の場合を見てみますと、公害対策本部が三十五名、それから厚生省関係で公害担当者が三十名、それから通産省が二十四名、経済企画庁が十四名、運輸省が車両課の公害調査官が三名と交通安全公害研究所が十名、合計百十三名です。たとえばアメリカの大統領の教書に基づいてつくられた環境保護庁七千五百人の……。

○国務大臣(山中貞則君) 六千名です。

○田淵哲也君 六千名ですか——失礼しました。六千名に比べて、これはあまりにお粗末な体制ではないかという気がするわけです。この点について、どういうふうにこれからされるのか、お答えいただきたいと思います。

次に、お伺いしたいのでありますけれども、總務長官は、よく公害対策を先取りする方向を確立したいということを言つておられます。確かに、公害というのは事後処理では後手であつて、事前予防でなければならないということは事実である

廃棄物を第三条第一項第一号の「事業者の事業」のところに記述する
確に打ち出しまして、さらに公害の、行なう事業
においても産業廃棄物の処理ということを今日まで
での清掃法の概念を広くとらえまして、地方公共団体の
団体の町村を越えた広域の都道府県等を原則とし

臣を閣議で命ぜられて、まだ三カ月余りでござります。対策本部の機構がいわゆる機能の問題を重視して、行政機構としての能力を備えていないこと、すなわち、調整の役目を果たすのに精一ぱい

の機能である。これは私も認めたいたと思ひます。

しかしながら、私は自分の命ぜられたこの範囲の中では、自分の全責任、全努力を傾けて仕事を遂行しておるつもりでございまして、これがはたしてこのままいいのか悪いのか、私自身がいまのまではだめでございますという言い方をするならば、それは、私としてはどうも恥じになると思います。私自身としては精一ぱいやつております。しかし、長期的な機構であり得るかどうかについては、議論のあるところでありましようし、各党の御意見等も衆参両院の本会議その他の伺つておりますので、総理もいまその判断をしておられる段階であると考える次第でございます。

○田淵哲也君 次に、公害罪の問題で若干お伺い

したいと思ひます。けれども、いままでのこの論議を通じましても、適用基準はきわめてあいまいだといふ印象を受けるわけです。そして、よくいわれは実効のないザル法ではないかといううわさ立つておりますけれども、その点について一、二御質問したいと思ひます。

まず、この公害罪法の適用条件というのがあります。まず第一には故意・過失ということが争点になりますね。この場合の故意・過失がどういう場合に認定されるか、故意の場合はどうかくとして、過失の認定というものは、私はぎりぎり微妙だと思います。だから、これは実際問題として、抜け道というものは幾らでもできるのではないかという気がします。

それから総理が、答弁の中でしばしば「重大な過失」といふことばを使っておられるわけです。これは普通の過失と違うのかどうか。この点、法務大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小林武治君) いまのこの過失の証明責任といふのは、非常にむづかしいであろうと言いますが、たとえばきめてあることをやらないから、こういうふうなことはもうすぐ過失になつて、過失のことを重過失と言いますが、重過失も軽過失もありません、これは過失であります。過失

処罰される、いや、いつとやらねます。

○田淵哲也君 それから、排出基準を守つていれば処罰されない、という答弁もありましたけれども、これは基準が未設定の場合にはどうなるのか。たとえば水俣とか阿賀野川とか神通川の場合、かつてはこれは基準がなかつた、こういう場合にはこれは適用されないのかどうか。

○国務大臣（小林武治君） この法案には、基準を守つておるとかおらぬとかということは書いてありません。そういうものを入れるという主張も相当ありましたことはありましたが、入つておらぬ。したがつて、基準がない場合にも、危険を生ずれば処罰されると、こういうことでありまするし、基準を守つておつたらどうかと、こういう問題になつておるところです。

りますと、基準というものは損害か 実害が生じないであろうと、こういうことを前提として基準をつくられておるというからして、そのことを書きかねでも、政府の基準が私どもは間違つておるとは思いませんが、きびしい基準が定められておる以上は実害は生じないと、こういうことになりますし、またもし、基準を守つておつて万一、たとえば危険が生じたと、こういうような場合におきましては、基準を守つたということは過失とか故意がなかつたと、こういうことになりますので、いわゆるむずかしいことばで私は聞いておるが、違法性がないということで処罰の対象にならぬということに相なつております。

○田淵哲也君 それから念のためにお伺いしたいのでありますけれども、今度の直罰主義に変更されたわけですけれども、その行政罰について、この場合は故意過失が要件になるのかならないのか、この点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小林武治君) 行政罰というものは、一定の行為をあるいは基準を示すと、こういうことを守れと、これを守らなかつた場合には処罰されるというのが行政罰でありまして、刑法罰はもう結果だけを論じておるのであります。その占が行政罰と違ふと、こういうことでござります。

○田淵哲也君 それからもう一つの要件である、

健康に危険を生ぜしめた場合ということがあるわけです。これは、おそれとかおそれがないとかいうのは、もうすでに言い尽くされておりますから省略しまして、今回の場合、人体に限るわけですね。たとえば四日市港では廃酸が多量に出て、船舶や施設に被害を与えておるという例があります。それから洞海湾のように、そこで漁業が行なわれなくなつた、魚が死んでしまつた。こういう場合には公害罪法は適用されないわけですがけれども、ただこういう場合に、何もしなくてもいいのかどうか、将来やっぱり公害罪というものをそこまで広げる必要があるのではないか、この点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（小林武治君） これも非常に、議論の
あつたところでありまして、公害というものは單
独の行為による公害ばかりでない、多数の工場等
の公害が複合したり集合したりして実害を生ず
る、こういうことになつておりますが、これもひ
とつ補足することがよいではないかという意見も
ありますし、これがまたいへん問題である
と、こういうことも言われるのであります、こ
の際は将来の問題として考えるということで、複
合とか集合とかいうものは、この公害罪の対象
にしないと、こういうことに相なつております。
○田淵哲也君 それからこの処罰の要件として、
やつぱり危険を生じた場合というようなことがあ

れば、この危険を常に察知するといふのは、これでは容易じやないと思うのですね。そこで総点検、常時点検が行なわれていないと、やはり実際問題としてはなかなかむずかしいのではないかといふ気がします。特に水質の場合について、常時監視、

測定機構というものがはたしてできるのかどうか。また、そういうものを将来設ける予定があるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(小林武治君) これは事件として捜査するためには、そういう危険があったと、ごく平易な例で言えば、魚が浮かんだと、あるいは魚を食べたら人体に障害を来たすと、こういうふうな

ことは、みなそれぞれ科学的の裏づけと申すか、

しろうとが見れば、たとえば魚が浮かんだと、こういうことになればすぐわかりますが、浮かばなくて害になると、こういうものもありますから、これらはそれぞれの向きにおいて調査をしてもらおうということで、私も実は、公害法というものができたからには、公害を生ぜしめないために、これらを常時監視する。こういうふうな制度が私はぜひ必要ではないかということで、その向きの発言もいたしましたし、けさの閣議におきましても、これらをそういうふうな人体に危険を生じておるかどうか、というようなことについては、でるべきだ。政府も、あだんあらゆる場合においてこれをとらえ得るような体制をつくらなければなるべく、

まいと、こういうことでいま御相談を願っております。
○委員長（占部秀男君） 本日の質疑は、この程度
にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時五十九分散会

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局